

常設研究

龍谷大学図書館蔵真宗古文獻の研究

主 任 龍 溪 章 雄

研究員 殿 内 善 恒

井 上 善

高 田 文 英

井 上 見 淳

佐 々 木 大 悟

能 美 潤 史

序 言

一、翻刻資料について

二、南溪の生涯

三、南溪の学風

四、鎮西派との関係

五、『二鞭千里』の撰述について

六、『二鞭千里』の概要

龍谷大学図書館蔵真宗古文獻の研究

七、『駁一鞭千里』と超然について

八、『駁一鞭千里』の概要

九、翻刻凡例

十、翻刻（『一鞭千里』、『駁一鞭千里』）

序言

本研究は、常設研究「龍谷大学図書館蔵真宗古文献の研究」の研究報告論文として、南溪撰『一鞭千里』と超然撰『駁一鞭千里』を取り上げるものである。

さて近世を通じて真宗は、一方で対内的な法論（特に三大法論）を契機とし、他方では対外的な論難への対応に努める中でその教学（宗学）を展開してきた。とりわけ後者について見ると、儒学、国学、経世論等からの仏教批判（排仏論）の他、仏教界内からの真宗批判が注目される。その代表的なものは、華嚴宗鳳潭に代表される真宗の大乗仏教性を問う聖道仏教界からの批判、真宗の浄土教としての正統性を問う浄土宗からの論難（親鸞は「背師自立」ではないか）であろう。そしてこれらの真宗批判に応答する教学的努力、すなわち護法論が先哲によって形成され、幕末期における排耶論・護国論の立場からの護法論を含めて、真宗教学の近世的発展の動因ともなっていることは周知の事柄に属する。今回紹介する中の一つ『一鞭千里』は、直接の対論書ではないが、浄土宗鎮西派からの真宗批判に答える形をとって、真宗の正統性を弁証しようとする書物である。

その論点は、真宗の一念業成・多念報恩説の弁証に見られる。著者である南溪は法然の念仏往生義と親鸞の信心正因説とは矛盾しないことを論証する中で、称名大行説を基軸とする独自の行信論を展開させている。本書はいわゆる三業惑乱後の文献であるが、同法論後真宗教学界の動向は真宗安心の精密な研鑽に向かい、行信論が盛行する。そして所行派学説が主流を占めつつある状況にあった。南溪は当時の諸学派に見られる「師説」を重んじる傾向に疑義を呈し、宗祖の立場、すなわち善導・法然・親鸞の浄土教理展開の伝承を重視する。ここには、近代になって

前田慧雲に始まるとされる歴史的研究に繋がる萌芽が僅かながらも認められて興味深い。また南溪の行信論は従来「純粹能行説」と評され、行信一念の事相同時・信称同時説を唱えたとされているが、必ずしもそのように論断できないことも、本書から窺える。いずれにしても近世後期における行信論の動向、その研究法に異を唱えた南溪の行信論に対する再評価、再検証の作業の必要性を促す文献資料として、本書は意義を有する。

一方、『駁一鞭千里』は超然の手に成る『一鞭千里』批判の書である。超然は一般に勤王僧として知られるが、歴史的視点を重視した宗学者でもあった。やはり前田慧雲の歴史的研究法提唱に繋がる前駆的萌芽を見ることが可能であり、近世と近代を接続する教学的位置にあることが近年漸く注目され始めている人物である。もともと、行信論をめぐっては南溪と対蹠的な位置にあり、真宗義の別途不共を主張している。本書は、三業惑乱後の正統安心の立場に拠る超然の宗学者としての位置を見定めるとともに、彼の教学を総合的に研究する上で価値ある文献である。近世真宗教学史はいま岐路に立っている。近年における近世・近代の仏教史研究は、従来のシェーマ、パラダイムを再検討する方向で進められている。真宗学においても、そうした隣接分野の最新動向を視野に入れつつ、先行研究の再検討が要請されていると思考する。本研究成果が、近世真宗教学史の新たな研究動向開拓の一助となることを期したい。

一、翻刻資料について

先に述べたように、本研究は龍谷大学図書館蔵の古文獻を対象としたものであり、今回はその古文獻群より、円成院南溪（二七九〇～一八七三）が著した『一鞭千里』の天保十二年書写本を翻刻した。それではまず、その書誌についてみていきたい。

龍谷大学図書館蔵天保十二年書写本は、『一鞭千里』及び『駁一鞭千里』の合本であり、書写者については不明であるが、その跋に「天保十二年辛丑獵月草之」とあることから、天保十二年（一八四二）の十二月に書写されたものと分かる。表紙左に「一鞭千里」との外題があり、その右下に細字で「南溪著」、また外題の左下には同じく細字で「合綴駁一鞭千里超然」とある。法量は縦23.9cm、横16.3cmであり、体裁は墨付四十七枚、半葉十三行である。『一鞭千里』は一行二十字内外、『駁一鞭千里』は一行二十三字内外であり、両書とも数カ所の上欄註記が見られるが、本文とは別筆と思われる。

また、この「一鞭千里」については、筑波大学附属図書館及び大分県立図書館にそれぞれ写本が一本ずつ收藏されていることから、それらの各写本の書誌についても簡単に紹介しておきたい。まず、筑波大学附属図書館蔵本は、表紙左に「一鞭千里」との外題があり、表紙中央下に「西肥誓願」、その左には「安勝寺蔵」との蔵書印がある。跋文が記されていないことから、書写の時期や、この「誓願」なる人物が書写者であるのかは不明である。法量は縦25.1 cm、横19.0 cmであり、体裁は墨付十八枚、半葉十三行、一行二十八字内外である。本文の文字は小ぶりであり、後半になるほど字体の崩れが認められる。次に大分県立図書館蔵本は、書写者は不明であるが、その跋に「天保十二年丑冬十一月三日淮水南溪毫ヲ東都築地学仏場南窓下ニサシオク者ナリ」とあることから、天保十二年十一月三日に「一鞭千里」の南溪自筆本を書写したものであることが分かる。表紙左上に「一鞭千里」との外題がある。法量は縦30.0 cm、横22.0 cmであり、体裁は墨付三十枚、半葉十一行、一行二十字内外である。所々に本文と同筆と思われる上欄註記がみられる。

二、南溪の生涯

円成院南溪は筑前宇美の信行寺に生まれ、後に豊後戸畑の満福寺に入寺して当寺の住職を務めている。幼少より学問を好み、とりわけ漢籍を中心に勉学に励んだとされる。十八歳になると宗学研鑽を志し、筑前学派の大乗（一七五一―一八二三）の門人となって頭角を現している。そして、文政六年（一八二三）に師の大乗が示寂すると、自らが住職を務める満福寺の境内に学寮を創設し、後進の指導に当たるようになった。南溪は天保六年（一八三五）に学階得業を授けられたのをはじめ、弘化元年（一八四四）に助教、嘉永四年（一八五二）には司教へと昇階しており、安政二年（一八五五）には安居の副講で「浄土和讃」を講じている。そして、同三年（一八五六）には勧学を授けられ、同五年（一八五八）、安居の本講師を拝命し、「浄土文類聚鈔」を講じている。その後も安居において「入出二門偈頌」を講じるなど活躍し、明治六年（一八七三）、八十四歳で示寂している。その生涯に著した書物は六十余部を数え、真宗聖教について講じたものももちろんのこと、真宗の行信論について説き述べた「炉上閑談」や「行信一念贅語」、あるいは自らの日誌という形で当時の宗学界の様子が記された「淮水行実」などがのこされている。

三、南溪の学風

宗学研鑽に励み、斯道の碩学として多くの著述をなした南溪であるが、とりわけその行信論について特色がみられることが指摘されてきた。

南溪の行信論は後に純粹能行説と評されるもので、また存命中にはその行信理解について本山から数回にわたり札問を受けている。それでは南溪の行信論とはいかなるものであったのかというと、そもそも真宗の行信論とは、その解釈において能行派及び所行派という二つに大別される。

これら「能行」「所行」という用語の源泉は存覚の『六要鈔』に求められるが、その語義は『六要鈔』においては必ずしも明瞭であるとはいえない。後に諸字僧によって真宗行信論が考究されていく中で、能行とは衆生の称名を指し、所行とは法体大行を指すものであると解されるようになった。そして、とりわけ「行文類」出体釈の文を中心として、そこに示される「大行」の解釈をめぐり、能行派と所行派という二様の解釈の立場が示されるようになった。すなわち、出体釈に「大行者則称ハスルナリ無碍光如来名ミナナリ」とあることから、大行とは衆生の称名として解すべきであるとする能行派と、この出体釈の文に続いて「斯行即是撰ハスル諸善法ミツタリ、具ミツタリ諸徳本ミツタリ。極速円満ミツタリ。真如一実功徳宝海ミツタリ。故名ミツタリ大行ミツタリ」とあるように、大行とはあらゆる徳を備えたものであることから、先に衆生の称名として示されたのは万徳を円備した法体名号の用きとしての称名であり、故に大行とは法体大行として解すべきであるとする所行派とに大別される。そのような中で、南溪は能行派の急先鋒たる人物であると評されるのである。

そこで、以下に南溪の行信論についてみていきたい。南溪の行信論については普賢大圓氏が、

南溪には四能所三法相という思想体系がある。これは彼の行信論の根本思想である。彼の行信論の百般の議論は、これより開展したものと云つても敢て過言ではない。^①

と述べており、この四能所三法相という理解に南溪の行信論は集約されているといえる。それでは四能所三法相とはどのような内容であるかというところ、まず四能所とは能聞所聞・能具所具・能修所修・能成所成の四つである。はじめに能聞所聞とは、第十七願の行を所聞、第十八願の信を能聞とする理解であり、次に能具所具とは、真実信心には必ず称名を具することから、行信は互具にして不離の関係にあることを示したものである。次に能修所修とは、第十八願文の「三心十念」について、「三心」を能修、「十念」を所修とし、能修の三心によって十念が修せられると

いう理解である。最後の能成所成とは、「散善義」の「三心既具、無行不成」の文に基づいたものであり、三心を成ずればそこには自然に十念も成ぜられることを示したものである。次に三法相とは、四能所により展開される行信の位置を定めた法相であり、機教相對の法相・安起行信の法相・開合行信の法相の三つである。まず機教相對の法相とは、先の四能所の能聞所聞に関するものであり、行信を教と機とに分け、行を所聞所信の教とし、信を能聞能信の機とするものである。次に安起行信の法相とは、四能所の能修所修・能成所成に関するものであり、他力の信心を獲得するところ（安心）には必ず報恩の念仏（起行）が成ぜられるとするものである。最後に開合行信の法相とは、四能所の能具所具に関するものであり、三法四法という開合の相から、行信はやはり互具不離なるものであるとするものである。

さて、南溪の行信論の根本とされる四能所三法相について簡単にみてきたが、例えば三法相では、機教相對の法相はいわゆる行前信後であり、また安起行信の法相は信前行後であるといえ、このような理解については宗学上問題とはならないといえる。ただし、開合行信の法相及び四能所の能具所具で示される行信の互具不離ということについて、南溪は自著「炉上閑談」「聞受の刹那称名の有無論」の項において次のように述べている。

信一念はこれ信受の極速なりと雖も、此一念は行の一念に離れたるに非ずと云う。若し第二刹那に在りと云わば、その信一念は断乎として行の一念を離る、何ぞ行の一念を離れたる信の一念もなしとのたまうや。⁽⁶⁾

南溪はこのように、信一念と同時に称名がなければ、それは親鸞の教えと異なるものであるとしている。あるいは『行信一念贅語』では、行信には当体々と所依体とがあるとして、行信の当面の相である当体々においては行とは衆生の称名、信とは衆生の無疑の一心であり、所依体においては行信ともに六字の果号であるとした上で、

この故にその所依体に於て行信を論ずべからず。唯一果名なるが故に。⁽⁷⁾

と述べていることから、南溪は行信を論じる際には当体々をもつて論じるべきであるとしている。また、この『行信一念贅語』では行の語義についても述べられており、すなわち、行には「行列」「歩行」「行業」の三義があり、これらはいずれも衆生がみずからの三業を発動することによって仏果に向い進趣するところに名づけられるものであるとし、行とは衆生の上で論じるべきものであるとしている。

このように、南溪の行信論とは、行を衆生の上で捉えていくところに特徴があり、先の出体積の文についても、あくまで大行とは衆生の称名

念仏であると解釈している。しかし、信一念と同時に称名があるとする南溪のこのような行信理解は、事相同時・信称同時の異義として物議を醸し、ついには本山より札問を受けるに至っている。南溪に対する札問には、寛寧（一七八七―一八七九）・月珠（一七九五―一八五六）といった当時の名だたる学僧がその任に当たっているが、札問の結果、幾分の注意が与えられたのみで、宗意に妨難をなすものではないとの裁断が出されている。また、そもそも南溪に浴びせられた事相同時・信称同時の批判は、主として『炉上閑談』の内容に基づくものであるのだが、この『炉上閑談』とは、南溪が師の大乗のもとで学んでいた青年期に著されたものであり、実はその成立事情も特異なものである。すなわち、南溪は『炉上閑談』を著すと、これを師の大乗に見せて評価を仰ぐとしたが、その前に大乗は示寂してしまう。そこで、南溪はこれを豊前光林寺の勤学玄肅（一七六八―一八四二）に検閲を願い出ると、六年を経た後に、玄肅から『炉上閑談述異』なる書が届いた。そこに記された評価を目にした南溪は、『炉上閑談』の内容は未だ不十分であるとして、本書を世に出すことを断念している。しかし、本書が玄肅の手にある時、玄肅の門弟の某かがこれを書写し、後になって本書を世に流布せしめ、結果として南溪は事相同時・信称同時の異解者として批判にさらされることとなったのである。つまり、事相同時・信称同時の主唱者としてその名が挙げられる南溪ではあるが、これはとりわけ青年期の教学理解をもって批判の対象とされているのであり、『応命略記』等の後の著作においては必ずしも信一念の称相は強調されておらず、青年期の著作と以後の著作とはその筆格をやや異にしている。つまり、南溪も本山から札問を受けた際、その応答として、『炉上閑談』の記述ほど明らかに事相同時・信称同時とみられる表現はとらなかったであろうし、その結果、簡単な注意を受けるのみで事態は収束したのである。しかしながら、南溪の行信論には能行的傾向がかなり強く、特に青年期の著作にはその傾向が顕著であることは事実である。三業惑乱以降、所行派の理解が趨勢となる中で、南溪の行信論はその能行的傾向から、時に物議を醸すこととなったのである。

四、鎮西派との関係

さて、このような南溪の行信論が形成されていく背景にはどのような要因があったのであろうか。一般的には宗学の師の影響を考えることが第一であるが、南溪の師である大乗はいわゆる所行派的教学理解を示した人物であり、南溪の行信論形成の主たる要因として、師説に順じたということはあまり考えられない。また、師の大乗も自説を門弟に押しつけることはなく、門弟には常々、師説にただ従順であるのではなく、聖

教の文から学び取ることこそ肝要であると教示していたとされる。そこで南溪の行信論、あるいはその思想の形成過程については、浄土宗、とりわけ鎮西派に対する意識が大きく関わっていることが指摘されている。このことを示すものとして『行信一念贅語』に、

溪二十四歳の時、天台の教観を学びし比、鎮僧と同居して、初地初住証道同円の義を論ぜし次に、彼僧吾高祖を罵謗す。予之を返破するに力なく、口を鉗み憤怒髓に徹して忘るることなく、

とあり、若き日に鎮西派の僧から受けた批判に対してすぐさま反駁出来なかった悔念が、後々まで南溪の心中に沈滞したようである。あるいはまた、南溪の門弟に嚴牛というものがおり、この嚴牛は南溪の門弟でありながら、鎮西派へ改宗した人物である。嚴牛が南溪のもとを去る際に述べた、その改宗の理由について、南溪の日誌である『淮水行実』には次のように記されている。

於是窃に謂ふ、現に背師自立の龍谷下にあらんより、寧ろ其師の黒谷に随順して、唯有の一門より出離せんと決す。然れども、其吉水の正脈を伝へたるは聖覚一人にして、而も彼師に別開の宗なし。鎮西も稍元祖に違ふ所あれども、龍谷祖の如きには非ず。是を以て彼宗に帰属して往生せんと期す。⁽⁹⁾

このように、自らの門弟が真宗を背師自立の一宗としてこれを捨て、鎮西派に改宗したことは、南溪の鎮西派に対する意識をさらに強いものとしたと考えられる。先に南溪が鎮西の僧から真宗義について論難されたことを述べたが、当時このように鎮西派の学徒から真宗義に対して批判がなされることはしばしばあり、その批判の中心は、真宗の信心正因説は相承の称名正定業義とは相容れず、あるいはその称名正定業義を輕視したものであるというものであった。そこで、鎮西派からそのような批判がなされる中、南溪は法然の念仏往生義と親鸞の信心正因説とを会通せんとし、称名大行説を基軸とする独自の行信論を展開させていったのである。南溪自身も自らの行信論の背景について、

溪、壮年の比より唯信正因、信一業成の宗意につき、他流の難破多端と、自家聖教の違文あるに苦しんで、妨難を防ぎ違文を会して御常教を詳らかにせんが為に、身の淺識を忘れて、西鎮の疏抄を披閱し、七釈祖典及び御相承の聖教を檢尽し、内外の妨礙を快通せんが為に会通の説をなすこと一に非ず。⁽¹⁰⁾

と述べ、他派からの論難が自身の教学形成に多大な影響を与えたことに言及している。

このように、他派からの論難、そして先に述べたように、とりわけ鎮西派からの批判への対応が南溪の教学の基盤にあるわけであるが、それ

では南溪は称名大行説を立てた上で、真宗義と鎮西義との違いをどのあたりにみていったのであろうか。この点について、南溪は鎮西の「度我救我の義」に言及して次のように述べている。

心存助給の心は、行者の所発に非ずや。口称南無の弘願行を修しながら、其助給能修の心、要門の域を脱すること能はず。¹¹

すなわち、鎮西義の念仏とは、「心存助給口称南無（心に助け給へと存し、口に南無と称す）」といわれるものであり、その念仏には必ず「助け給へ」という思いが具わるとされるが、南溪はこの「助け給へ」を能修の心であるとして、このような念仏はいまだ要門の域を脱しないものであると断じている。一方、南溪は真宗の念仏とは、先の四能所の能修所修の理解にみられるような、三心を成ずるところに自然に成ぜられる称名念仏であるとして、ここに鎮西義と真宗義とにおける念仏の本質的違いをみているのである。もちろん、信一念と同時に口業が発動するというような南溪の行信理解については問題を含むものといわざるを得ないのであるが、先に述べたように、南溪の行信論は青年期からそれ以降でその筆格が変化しており、なお論考の余地があるといえる。

以上ここまで、南溪の行信論の内容とその背景について概略をみていった。南溪の教学については能行的傾向が強いことが指摘され、またその教学は事相同時・信称同時の異義をなすものであるとの評もしばしばなされるが、しかし、上に見てきたように、南溪の教学において常に信の一念の称相が語られているわけではなく、またその能行的教学理解の背景には、他派からの論難の存在があり、そのため法然の念仏為本と親鸞の唯信正因という両義を会通する所に主眼が置かれ形成されたものが南溪の行信論であった。すなわち、時に異端的扱いを受ける南溪の行信論ではあるが、これはまた、親鸞教学は決して相承の義に反するものではないという、強い護法の念に基づいて主張されたという側面が認められるのである。

五、『一鞭千里』の撰述について

先に述べたように、真宗に対する他派からの論難、とりわけ鎮西派からの論難に反駁していくところに南溪の教学もまた形成されていった。当時、鎮西派からなされる論難に対して、他の真宗学僧もこぞって反駁をなしたのかといえ、必ずしもそのような状況にはなかったようであり、この状況に危惧を抱いた南溪は『応命略記』において、

鎮徒頻りに吾高祖を罵辱謗貶し、宗教を破斥して、吉水の清流を擾濁する元祖滅後の邪説なりと云ふ。今彼家に哄伝する『打磨編』『真宗弁』『吉水清濁弁』『茶店問答』『弁訛』『愚禿弁偽』、且つ近刻の『不可会弁』『強会弁』及び『二弁或問諫文章』『夢感一念邪義斷案』等若干部卷能破の書世間に流布し、口を極めて吾宗を貶破す。一家の学者若しこれらの書を一披せば奮然切齒し、切に返破して高祖の冤を粉摧せずんばあるべからず。¹²⁾

と述べ、真宗の学僧は鎮徒からの論難に積極的に反駁をなすべきであると主張している。そして、天保十一年（一八四〇）十一月、講談のため数日にわたり築地御坊に滞在していた南溪は、そこで『二鞭千里』という一書を上梓している。本書は南溪が鎮西派の僧に仮託して真宗義を論難したものであり、本書が著された経緯については、『淮水行実』に次のようにある。

十四日、『二鞭千里』を著す。新学の者の為に「勸章」を講じ、『自問自答章』の第五答釈の一念を信と決し、多念を行と定め、之を証するに、光明の上尽下至の釈を以てしたまふ文に至て、鎮西の難辞数件を出す。傍聞の者より此難辞を別に記し、都下懶墮の僧及び関東浅学の者を一鞭せよと請ふ。是に因て冥に頭に憚る所ありと雖も、護法の寸忱より初学を警覺せん為に鎮徒に代て吾宗の信行一多の説、正因報恩の義を難ず。¹³⁾

すなわち、築地御坊での講談において「鎮西の難辞数件」を出して論じたところ、傍聞の者よりこれについて別して稿を成すように請われ、その請いに応じ、鎮西の僧に仮託して著わされたものが『二鞭千里』である。

六、『二鞭千里』の概要

本書の構成は明瞭であり、今試みに科文を示せば次のようである。

【一】序文

【一】真宗の正義を述ぶ

「自問自答」(二丁右)「他スヘシ」(二丁左)

〔二〕 造由を明かす

〔然レトモ〕(二丁左) 〱〔励マサン〕(三丁右)

〔二〕 外難を述ぶ

〔一〕 冒頭の文

〔初ニ外難〕(三丁右) 〱〔ニアリ〕(三丁左)

〔二〕 総じて難ず

〔初ニ総シ〕(三丁左) 〱〔曲会ソヤ〕(四丁左)

〔三〕 別して難ず

(1) 一念業成説を難ず

(i) 文証を質す

〔次ニ別シ〕(四丁左) 〱〔ニカ依ル〕(四丁左)

(ii) 〔口伝鈔〕について難ず

〔此説汝カ〕(四丁左) 〱〔除ク事ヲ〕(十丁右)

(iii) 〔本願鈔〕について難ず

〔然ニ汝カ〕(十丁右) 〱〔ヲ得ンヤ〕(十四丁右)

(iv) 黒谷能破の文により難ず

① 冒頭の文

〔今黒谷ノ〕(十四丁右) 〱〔ヲ知令ン〕(十四丁左)

② 〔遣北陸道書状〕により難ず

〔漢語灯十〕(十四丁左) 〱〔ヲ得ンヤ〕(十六丁左)

③「越中光明房への御返状」により難ず

「又和語灯」(十六丁左) 「帰投セヨ」(十七丁右)

(2) 多念報恩説を難ず

「後ニ多念」(十七丁右) 「ルヤ否ヤ」(二十二丁右)

【三】内難を述ぶ

「第二内」(二十二丁右) 「今贅セス」(二十二丁右)

【四】結文

「上来内外」(二十二丁右) 「ナランヤ」(二十五丁右)

以下、右に示した科文にしたがい、本書の概要を述べる。

【一】序文」では、蓮如『御文章』第一帖第四通「自問自答章」から「されば善導和尚の上尽一形下至一念と釈せり。下至一念といふは信心決定のすがたなり、上尽一形は仏恩報尽の念仏なりときこえたり」の文を引いて、一念業成・多念報恩説は一宗の眼目・伝灯の玉璽であると述べ、『御文章』八十章を安心の龜鑑として自行化他すべきと勧められる(「一」真宗の正義を述ぶ)。

そして本書の造由に関し、当流の真実義を頭らかにするためには、外の妨難を防ぎ内の違文を会通して、信因称報の宗義を確固たるものとすべきであるが、それは容易なことではない。それで今から、内外の妨難を出して初学者に一鞭し、宗義研尋の志を励まそうとするのであると述べられる(「二」造由を明かす)。

これに続く【二】外難を述ぶ」にあたる箇所は、本書の大半を占める主要部である。外難とは浄土宗鎮西派からの論難であり、「鎮徒二代テ難スル」ゆえに、語勢強く批判するが、あくまで高祖(親鸞)の宗義を不動たらしめたいとの思いからであるから、謗語の罪を恕し為法の志を照鑒したまえと、前置きされる(「三」冒頭の文)。

続いて、外難が総括的に示される。批判の鋒先は、真宗の一念業成・多念報恩説である。この真宗の説は一念を信、多念を行とするが、一念・多念ともに行とするのが善導・法然をはじめ、聖光・聖覚・隆寛等の義であるとし、その根拠として、第十八願文の「乃至十念」に関する善導の「乃至」の釈が挙げられる。「乃至」は、上は生涯を尽くす多念の称名から下はわずか一声の称名に至るまでの（上尽一形下至一声）、一多包容・遠近含摂の義であり、すなわち称名の一行延促するの義とするのが善導の釈意と述べられる。そして、下至一念は信心決定のすがた、上尽一形は仏恩報謝の称名（一念業成・多念報恩）とする真宗の義は誤った解釈であると批判される（「二」総じて難ず）。

次に、一念業成説と多念報恩説に分けて批判される（「三」別して難ず）。まず一念業成説について、この説は、何れの義、何れの文に依るかと問ひ（一）一念業成説を難ず（一）文証を質す、覚如「口伝鈔」（第二一条「一念にてたりぬとしりて、多念をはげむべしといふ事」）に出ると自答する（以下（二）「口伝鈔」について難ず）。覚如が善導の乃至の釈に言及しながらこれに従わず、一念を信、多念を行と主張していることに關し、汝の宗の本願の乃至は「首猿鉢虎ノ怪鳥ノ如キモノト解スルヤ。捧腹ニ堪タリ」（五丁左）と辛辣に批判される。

では「口伝鈔」において一念が信と主張される根拠は何か。「口伝鈔」がその証文として引く経釈の三文について、それらがいずれも一念を信と見るべき証文たり得ないことが、続いて検証される。

まず「大經」第十八願成就文（「聞其名号、信心歡喜、乃至一念、願生彼国、即得往生、住不退転」）について、因願文の「乃至十念」が称名であるからには成就文の「乃至一念」も称名でなければならぬとする。また、第十八願成就文の「聞其名号」に關し、名号を聞くとは「称へ易キ名号ヲ聞信スル義」（七丁右）と述べられる。これは「聞其名号」の所信は念仏往生（名号を称えて往生する）でなければならぬとの主張であり、南溪自身の行信論の主張とも重なっていると見られる。

二文目には「大經」弥勒付属の文（「其有得聞、彼仏名号、歡喜踊躍、乃至一念、当知此人、為得大利、則是具足、無上功德」）が取り上げられ、この文の「乃至一念」を「口伝鈔」が信一念の証文とすることと、同文を親鸞が「教行信証」に行一念をあらわす文として引いていることの矛盾が攻撃されている。ここでは、覚如の「口伝鈔」の解釈とともに、第十八願成就文は信一念、弥勒付属の文は行一念と、これら二文の一念を行・信に配当させる親鸞の解釈にも批判が向けられている。

三文目は、善導「往生礼讃」の「爾時間一念皆当得生彼」の偈文で、先の「大經」弥勒付属の文の取意である。批判は二点で、まず一つ目は

「一念」の「一」に関して、一は多に対するものであり、一も多も遍数のある称名でなければ名づくべきものではないと、語義の面から信とする解釈が批判される。二つ目は「一念」の「念」について、念を称ではなく信とするならば、念声は一の釈を施した善導の所破にあたると論じられる。

さらに「口伝鈔」に引き続き、やはり覚如の著である「本願鈔」が取り上げられる（以下（iii）「本願鈔」について難ず）。親鸞以来の相承の義と述べる「口伝鈔」に対し、法然以来の相承であると主張する「本願鈔」は、いよいよもって愚態があらわであると言ひ、そして「本願鈔」には一念業成説に関する引文が六文あるが、そのうち三文は先の「口伝鈔」に同じであるから、後の三文を挙げて破するという。

すなわち「大経」「設満世界火」の偈文（「設満世界火必過要聞法会当成仏道広済生死流」）、「往生礼讃」「設満大千火」の偈文（「設満大千火直過聞仏名聞名歎喜讀皆当得生彼」）、同じく「往生礼讃」「弥陀智願海」「弥陀智願海深広無涯底聞名欲往生皆悉到彼国」である。これら三文には「聞法」「聞仏名」「聞名」と、いずれも「聞」の字があり、「本願鈔」ではこれらの文が信の一念の業成をあらわすものとして引かれているわけであるが、本書はこれら三文の「聞」が、いずれも念仏を離れたものでないことを論じる。

まず「大経」「設満世界火」の偈文については、所聞の法とは仏により選択された「名号度生ノ法」（『安樂集』）であるが、それは「易ク称へサセテ速ニ会当成仏ヲ得セシムル義」（十二丁左）であると、所聞の法とは念仏往生を内容とするものであることを述べる。その根拠には、もし所聞の法が口称でなく、ただ教えを聞くのみとするならば、『観經』下品上生段で聞經の善と念仏の行が出され、両者相対して選択化讀の廃立が明かされていることに違反すると、法然「選択集」「化讀章」をもとにした批判が加えられている。

「往生礼讃」「設満大千火」の偈文についても、やはり法然の教えに基づいて、法然が第十八願を「選択本願」と名づけられた意に反すると批判される。もし偈文にただ「聞仏名」とあるから称名なしと言うならば、行を離れたる「孤立ノ信」（十二丁右）を説く文となり、もはや選択本願の名号を聞くことではなくなる。行と信は「不離互具ノ法」（同）であり、それは汝が祖親鸞が「行をはなれたる信はなし」「信をはなれたる行なし」（『末灯鈔』第十一通¹⁵）と決断しているとおりである。このように「一具不離」のものに取舍を加え、「離行ノ信」を安立しこれを一念として業成位と談ずることは、法然が第十八願の意を釈された義に反するものであると述べられる。

「往生礼讃」「弥陀智願海」の偈文については、主に善導の文により、この偈文の「聞名」に念仏の義のあることが言われる。すなわち、善導

は「観念法門」摂生増上縁を明かす中で、第三十五願の「聞我名字」を釈して「称我名号」と言われている。選択の願意に達したならばこのようでないといけないとし、「聞字、称字ニ易ル意、味フヘシ」(十二丁左)と言われる。また法照『五会法事讃』の「如来尊号甚分明十方世界普流行但有称名皆得往観音勢至自来迎」の文を出し、この文の「但有称名皆得往」すなわち称名往生と信ずることこそ、いまの「聞ノ相」(十三丁右)であると論じられる。

このように批判してきた後、汝が家の一念業成説は善導・法然の義に著しく違反している。この説は、ただ三代伝持(親鸞・如信・覚如)と言うべきであり、その相承に法然を加えてはならないと難じられる。

本書の一念業成説批判はさらに続く。次に法然が一念義を破した文を引いて、真宗の義はまさにその所破に当たる邪義であると述べられる(以下(Ⅳ)黒谷能破の文により難ず)。最初は「遣北陸道書状」(『漢語灯録』巻第十)⁽¹⁶⁾である。この書状には、近日北陸道の中に一の誑法者があり、その者が言うには、法然上人の一日七万遍の念仏は外向きの方便で、内には実義がある。それは「心知^ニ弥陀^ノ本願^ヲ、身必往^ス生極楽^ニ、浄土之業於^ニ是満足^ス」⁽¹⁷⁾というものである等と、称名の相統を否定する一念義を説いたと記されている。南溪はこれをもって、真宗の信心正因の義はまさにこの所破に当たると批判するのである。またこの誑法者は、法然上人の門人の中でも利根の輩はわずかに五人のみで、その者達だけがこの深法、すなわち上人己心中の奥義を授けられた、私はその一人であると主張したと記されている。南溪はこれに関し、「御伝鈔」信行両座の段に「わづかに五六輩にだにもたらず」⁽¹⁸⁾と言われていることを指摘し、「全古今ノ邪計ノ所説ニ符合ス」(十五丁左)と、両者を結び付ける主張をなしている。そして、法然が説かなかった一念業成説を、法然の相承であると主張する真宗は、まさにこの「法然には内に秘めた深法がある」と嘯く邪義の言葉と一致する。またこの内に秘めた深法云々の主張が誤りであることは、法然が滅後の邪義を防ぐために記した「一枚起請文」に「このほかにおくふかきことを存ぜば、二尊のあはれみにはづれ、本願にもれ候ふべし」と言われていることから明らかであると批判されている。

次に、同じく一念義を破した法然の「越中国光明房へつかはす御返事」(『西方指南抄』巻下本、「和語灯録」巻四)⁽¹⁹⁾が取り上げられる。この書状には、一念義を指して言語道断であり、『大經』の第十八願成就文の「乃至一念信心歡喜」、善導の「上尽一形下至十声一声等定得往生、乃至一念無有疑心」(『往生礼讃』等取意)などの文を悪しく料簡する輩がこのような大邪見に住して申すのであると記されているが、南溪はこの

言葉を引いて批判をする。すなわち、本書冒頭に引いた蓮如「御文章」「自問自答章」中の「上尽一形下至一念」の文の解釈が、まさにこの法然所斥にあたる邪見であるとし、「汝速ニ会通セヨ。能ハスンハ、轍ヲ改テ我門下ニ帰投セヨ」(十七丁右)と、鎮西派への帰投を迫るのである。以上のように一念業成説を破した後、続いて、多念報恩説への批判となる(以下(2)多念報恩説を難す)。すでに一念業成の義が潰れれば、おのずから多念報恩の義は成り立たないから、破を労するまでもないが、真宗は多念報恩説を法然からの正統なる的伝と誇っているから、今略して評破するのであるという。

最初に、「上尽一形」と「下至一念」の異同(行か信か)が問われ、自家の宗義では異なるであろうが、これらの言葉は第十八願の「乃至」の義をあらわすもので、その中身は同じ(ともに行)でなければならぬと、一念業成説に対したのと同様の批判がなされる。そしてこれに続けて、親鸞には一念も多念もともに行として語っている文があることが述べられる。すなわち「念仏往生の本願とこそおほせられてさふらへば、おほくまふさんも、一念一称も往生すべしとこそうけたまはりてさふらへ」(「親鸞聖人御消息集」(広本)第八通²⁰)、「浄土真宗のならひには、念仏往生とまふすなり、またく一念往生・多念往生とまふすことなし」(「一念多念文意」²¹)の二文を出し、これらの親鸞の言葉は「黒谷ノ正統ヲ伝へ、乃至の願意、上尽・下至ノ実義ヲ伝ヘタル釈ナリ」(十七丁左)と讀えられている。ただしこれらの言葉は「一時臨機ノ釈相」(同)であり「宗ノ常教」(十八丁右)ではないと言い、なぜなら、こうした文からすれば、一念も多念もともに正定業となってしまうが、多念は正定業ではなく仏恩報謝の行とするのが真宗の常教であるからだと言う。このあたりには、称名正定業を説く親鸞の言葉は、決して方便説というごとき蔑ろな扱いをしてはならない。称名を正定業とする義は、法然から親鸞へと確かに相承された大切な教えであることを認識して、これと矛盾しない宗学を構築すべきであるという、南溪自身の腹心の思いがあらわれているように感じられる。

この後、四つの問いがある。いずれも、称名を正定業として語らないことへの批判である。一つ目は、弥陀選択の願意を問題とし、五劫の思惟は衆生報謝の行を思惟されたものとするのかと問う。衆生救済のための本願であれば、称名は衆生の往生行すなわち正定業として誓われたものと言うべきである。それを往生行ではなく報恩行のために誓われたとするならば、弥陀の選択は衆生のためではなく自らのためであったことになる、との批判である。二つ目は、「観経」において諸行と称名の廃立を明かされた釈尊の意を問題とする。定散の諸行は報恩行としてではなく、往生行として廃されたはずである。そうであれば称名もまた報恩行ではなく往生行として立されたとしなければならない、という。三つ

目は、『小経』の諸仏証誠を問題とする。諸仏は称名を往生行のゆえに証誠されたはずである。それを報謝の行のゆえに証誠されたとするのであるか。また『小経』に念仏往生が極難信の法と説かれるのは、微少の因で至大の果を得るゆえではないのか。それを、称名を報恩行に限り「非因ノ法」（二十丁右）とするならば、極難信の法とはいかなる義とするのか、と問われる。四つ目は、龍樹が「易行品」に難行を廃して易行の称名を説いたことを問題とする。「易行品」の称名は、懦弱怯劣の者のため難行では得がたき不退を得しめる行業として明かされたはずである。それを報恩行と言うならば、汝が家の龍樹は、病の快癒を求める者に、薬を与えずして徒に薬の礼のみを語る、藪医者にも劣るものと述べられる。

こうして称名を正定業として語らないことに批判を加えた後、「三位兵部卿ノ奉書」（「基親取信信本願之様」、「漢語灯録」卷十）⁽²²⁾ および「黒谷上人印定ノ言」（「上人答兵部卿基親書」、「漢語灯録」卷十）⁽²³⁾へと話題がうつる。真宗の末徒は、この平基親の書状ならびに法然からの印可の返書をもつて、法然にも既に称名報恩の説ありと自説の正統性を主張しているから、これを破すという。すなわち基親の書状には、称名相統は仏恩を報ぜんがためとあるが、なぜ報恩となるかと言えば、仏が衆生の功德いよいよ多く、品位いよいよ高からんことを好むゆえであると述べられている。これは称名が正定業であり、往生の品位を増進せしめるがゆえに報恩の義を成ずるとするもので、『選択集』『利益章』に一念一無上十念十無上、三万遍以上は上品上生の業と示す法然の意を得た説である。これに対し真宗は、称名を非因とした上で報謝を談ずるのであるから基親の所信とは相違しており、むしろこの書状の最後に「非汝所謂之報謝也」⁽²⁴⁾と批判されている邪計に当たるものである、と言われる。

以上ここまでが「〔二〕外難を述べ」の内容である。この後「〔三〕内難を述べ」の項目が立てられているが、具体的には述べられていない。ただ、親鸞の著述や存覚『六要鈔』の中には、称名往生・口称正因・念仏正定業あるいは業成位に称名を談ずる等の説が四十余文ある。こうした一念業成・多念報恩の常教に違する文を会通することは別論のごとくであるから、今は贅言しないとのみ述べられている。

最後に「〔四〕結文」があり、序文にも説かれた本書の造由がさらに詳かにされる。上來内外の大難を出し、この中、外難については鎮徒に代わって評破したゆえに難勢強く宗義を弁駁したのであるが、それも初学懶隨の人を策進せしめ、真宗の法義を確固たらしめることこそ、高祖（親鸞）の忠臣と言うべきものと思いからである。鎮徒からの論難を破り得るか否かは、弥陀・釈迦・善導・法然の教えを真宗の法域中に置くか、

門外において敵將とするか、高祖の遺訓を解し得るか否かにかかっている。もし唯信正因・称名報恩の宗義を内外の妨難なく成立せしめようとするならば、私臆を捨てて聖教を軌則とし行信両卷の慈味を識得しなければならない。いま幸いに予（南溪）は『本典』を講述し「行卷」七祖段に至っている。上に出すところの外難は念仏為本の下、光号因縁の下および行一念の下において会通するつもりである。しかしそれまでには日数がある。予の通釈を待たず、各々志を起して大難を会通せよ、宗乗の急務をどうして他人に譲るべきであろうか、と述べられる。さらに、このようにして妨難を碎けば、唯信正因・称名報恩の常教は不動である。これは真宗固有の理である。壊れ潰れるような教えならば、どうして六百年の今に至るまで続くだろうか、あくまで信因称報の義が真宗の正義であると示し、しかし近世のごとき行信の解し方では、内外の妨難を快通することは覚束ないと批判する。そして、人は予が流行の説に従わないことを聞いて、称名において行因を談ずるかと言うが、こうした批判は行の解し難きことを知らない者の言うことである。称名正因がわが門の邪計であることは幼い子供でも知っていることである。ただ、信因称報の義を内外の妨難にも不動のものとさせることの難きがために、末師に抛らず直ちに（覚如・存覚という）相承の聖教をもとにして高祖（親鸞）の意を窺おうと欲するのみである、と述べて結ばれる。

最後にまとめれば、本書の主張は、称名の扱いという点に集約されているものと言えよう。称名は正定業であるというのが、善導・法然相承の義である。そうであれば、信心正因といつても、その信心（信の一念）は正定業たる称名を離れた信であるべきではない。また、相統の行（多念）も報恩行に限定すべきではない。では、信因称報説と称名正定業説とは、いかに矛盾なく両立し得るのであるか、というのが本書が提起する問題である。すでに近世も後期の著作であるから、こうした問題意識そのものは決して新しいものではないようにも思われるが、真宗の常教たる信因称報説を、善導・法然の相承の義からの逸脱として厳しく批判することで、両者の関係を根本から問い直すとするその手法は、本書の注目されるべき特徴である。

七、『駁一鞭千里』と高尚院超然について

上來みてきた『一鞭千里』をめぐることは、高尚院超然（一七九二—一八六八）によって『駁一鞭千里』という一書が上梓されている。本書は

その書名が示す通り『一鞭千里』に対する反駁書ではあるが、その内容は『一鞭千里』に挙げられた論難の逐一に反駁をなしたのではない。すなわち、鎮徒に仮託する形で真宗義を難じた南溪のその姿勢や、論難の文証として示された原典の資料性などに批判の矛先が向けられている。そのため本書は、『一鞭千里』の本文と子細に対照させつつその内容をうかがうべき性質のものではないといえる。加えて本書については、龍谷大学蔵本以外の資料を現時点では見出しえない。そこで、あくまでも『一鞭千里』に対する当時の宗学界の反応の一面面を伝えるものとして本書は位置づけられ、そのような参照資料として、以下にその概要を述べ、本文を翻刻するものである。

さて、本書の概要を述べる前に、『駁一鞭千里』の著者である超然について簡単にふれておきたい。超然は寛政四年（一七九二）に近江国円照寺に生まれ、文化四年（一八〇七）より学林で宗学を研鑽している。当時は宗門史上最大の法論である三業惑乱が起きていたことから、超然は大変な混乱期を経験しており、後には三業惑乱の顛末を記した『反正記略』を著している。また、超然は吉田松陰や高杉晋作らと交流を持った勤王僧としても知られ、あるいは『真宗法要典拠』の校補の任に当たるなど、幅広い分野で活躍している。示寂時の学階は助教であったが、後に司教、さらに勸学を追贈されている。

八、『駁一鞭千里』の概要

超然撰『駁一鞭千里』はその書名に明らかなとおり、先に解説した南溪撰『一鞭千里』に対する反論の書であり、以下その概要を説明するが、本書の反論には重複も見られるため、反論の要点を摘出する形でまとめることとした。

一、『一鞭千里』の形式について

本書（『一鞭千里』）は、実際に外難があつてこれに対処せんとしているのではない。ただ外敵（鎮西の徒）の言をかりて、自身の胸臆を述べ、自ら率先して真宗の教えを辱めているに過ぎない。和漢の書を渉獵してもこのような策進の体裁は見聞したことがなく、どのように理由をつけ、自家の祖宗（宗祖や歴代）を罵辱するその言葉は、決して許されてよいものではない。古今の対論の様式からしても、初めは礼を具えて問難すべきである。本書のような罵倒の言葉をもってする問難は、徒に互いの瞋恚を増長させるのみで益がない。

一、「二鞭千里」の影響について

本書には策進の益がないのみならず、内外にわたって害がある。内の害とは、本書の貶言を聞いて、道理あるように思い、祖宗を輕蔑する者が出るかもしれない。また外の害とは、本書が鎮西に流伝すれば、これを参考とし潤色してわが宗を攻撃してくる恐れがある。それは敵に策を授けて支援することである。

一、「二鞭千里」の内難について

宗門内の聖教のなか、常教に反する文については、疑義とし違文とすればよいのであって、ことさら内難と称して騒ぎ立て、会通の釈を求める必要はない。

一、「二鞭千里」の外難について

本書の外難は、鎮西派においては旧来珍しくない類のもので、事々しく大難と呼ぶべきものではない。そうであるから、結局本書の一念業成・多念報恩説批判は、「遣北越書」（「遣北陸道書状」と「兵部卿基親ノ答書」（「基親取信信本願之様」）を根拠とした批判に尽きることになるが、これらはいずれも鎮西派による改竄が加えられた「鎮徒の私書」（九丁右）と言うべきもので、信の置けるものではない。

このうち「遣北越書」は「漢語灯録」卷十、「舜昌伝（四十八巻伝）」卷九（実際には卷二九）にあるが、「於北国有一邪人」等の語はなく、義山校訂本が妄りに加えたものである。²⁵

また「兵部卿基親ノ答書」は、「西方指南抄」卷下本、「古本漢語灯録」卷十、「舜昌伝（四十八巻伝）」卷二九にも収められているが、汝が真宗の称名報恩説批判の根拠とする「非汝所謂之報謝也」の言葉は、義山校訂の「新本漢語灯録」にしかなく、これも鎮西派の妄加であることは明らかである。

一、宗派の独自性について

仏教諸宗には、各宗派の教えがある。それぞれの教えは、互いに共許するところではないが、宗派とは本来そういうものであって、違っても妨げはない。浄土宗とわが宗も同様であり、吾宗の高祖（親鸞）は元祖（法然）の未発の所を開顯されたのだから、たとえ元祖にその文がなくとも、それで宗義が揺らぐものではない。そもそも、汝は一念業成・称名報恩説のみを問題としているが、では、他力回向・二双四重・現

生不退・不来迎など、いずれも元祖に文がないではないか。これらもすべて捨てねばならないと言うのか。一念業成・称名報恩説は、内外に広く知られる真宗の宗義である。他宗に憚る必要などありはしない。

一、『二鞭千里』の製作意図について

本書は、未熟な者を驚かせて、自身の僻解を売り込むための書である。高祖（親鸞）を抑えて元祖（法然）を揚げ、不常教をもって常教にとつて換えることを企んだ書である。しかし、宗門内にあつて異計を立てようとすれば、中興（蓮如）および相承の釈義によって忽ちに摧破されてしまう。しかし、鎮西からの批判となれば宗門外であるから、これらの釈義をもって答えることができない。そこで汝は、鎮西を引いて自らの援兵とし、己れの野望を外難に託して果たそうとしてこの書を製作したまさに宗門内の乱賊である。

一、高祖の位置づけについて

汝は吾宗の高祖（親鸞）を何と心得ているのか。『御伝鈔』には、吾宗の高祖は弥陀の応現、その教えは弥陀の直説と言うべきとあり、また『真要鈔』にも浄土の法門を極められた方と讃えられている。そうであれば、高祖の釈義を定量として、上は七祖、下は相承にわたり、一宗の教相・安心を究めるべきである。高祖をただ黒谷（法然）門下の一支のように心得、終南（善導）・吉水（法然）を定量とし、傍らに鎮西の末子を雑えて高祖を視んとすることは、高祖の高祖たる所以を知らざるが故である。

一、元祖と高祖の化風について

そもそも、鎮西の釈義が元祖（法然）の教えの皮相に拘泥するのに対し、高祖（親鸞）の釈義はその骨髓に徹せられたものである。終南（善導）・吉水（法然）は『観経』により念仏・諸行待対して宗を建てる故に称名往生の義を唱えられ、高祖は『大経』により信罪福心・真門方便の行に對して信心為本の義を唱えられた。このことは古来、真宗学者の常談にして、元祖は建立門に約し、吾祖は安心門に就くと言われるように、法門のあらわし方（化風）の相違であり、法門そのものの相違ではない。こうしたことを弁えず、鎮西の意を先とし、口称願体・一声往生をもって至極とし、行巻を重んじ信巻を軽んずる。終には信心正因の義をもって、一往の説となさんと企むことは、言語道断の僻解である。

一、南溪『炉上閑談』の所立について

吾はいまだ鞭者（南溪）の『炉上閑談』を見ておらず、その所立を詳かにすることはできない。しかし、本書（『二鞭千里』）の後文から推す

れば「第十八願は口称をもつて願体とする。高祖はこの口称念仏を「行巻」に諸仏讃嘆の仏語に寄せて示し、これを所信とされる。よって「信巻」の至心信業は、称名往生と信ずるの信心である」と主張するものであることは、読まずとも必然である。

一、口称本願と口称願体について

本書の「〔三〕内難を述べ」の文に「高祖、和漢十部ノ書、其余五帙ノ『法要』及『和讃』『六要』ノ中、称名往生・口称正因・念仏正定業或ハ業成位ニ称名ヲ談ス等ノ説、殆ト四十余文アリ」(「二鞭千里」二十二丁右)とあることに關して、この中「口称本願」は固より許すところである。称名は三心流出の十念であり、諸行に簡ぶときはこの十念が本願の名号でもあるのだから。しかし「口称願体」は決して許すべきではない。元より「口称願体」の名目は鎮西派に出て、この派では三信は十念の所屬に過ぎずとする。了慧が「三信雖要非本願」(「無量寿經鈔」、原文「三心雖要別非本願」²⁷)と云うように、三信をもつて非本願とすることは、吾が宗祖(親鸞)の所願と大いに異なるものである。

一、称名往生と称名正因について

「称名往生」は固より許すところである。因果相望するときは、行信ともに因に屬し、この称名は三信流出の十念、無上の信心に依りて生ずるものだからである。しかし「称名正因」は決して許すべきものではない。「正因」の名は甚だ重い。もし称名が正因ならば信心は正因ではない。信心が正因なら称名は正因ではない。もし共に正因であると言うなら、「二種一芽ノ難」(二十丁左)を如何とするか。一因一果は必然の道理である。

一、称名正定業と称名報恩について

鞭者(南溪)は、称名正定業の文を信因称報の常教に対する違文とするようであるが、たとえ称名が報恩行と言っても、それにより直ちに正定業の名が失われるわけではない。鞭者が称名往生の文さえも内の妨難として数え上げていることは、抱腹に堪えない。

一、結論部の超然の主張

浄土宗と真宗とは宗派が違うのだから、教えが違っても問題はなく、外難などと騒ぎ立てる必要もない。にも拘わらずこのように騒ぎ立てるのは、自身の所立を信因称報の常教に取って替えるための汝の奸計としか言いようがない。元祖(法然)や鎮西の義を基軸とすべしと言うのであれば、汝は鎮西に転宗したらよい。親鸞聖人を宗祖と仰ぐ真宗の門内で、元祖を揚げ高祖(親鸞)や相承の釈義を軽んずることは、宗門

にとって甚だ害悪である。

本書の主張は以上のようにまとめられる。本書の反論には、元祖（法然）と高祖（親鸞）の化風の違いや、称名正定業と称名報恩の両立を述べる点など、正政法からの回答もあるが、全体においては南溪の用意した議論の土俵には乗らないところに、本書の反論の立場がある。とくにそのことは、本書の結論部において、浄土宗は浄土宗、真宗は真宗であると宗派の独自性を主張して議論に終止符が打たれるところに明瞭である。本書の反論が、少なくとも南溪の期待した類のものではなかったであろうことは容易に察せられるのであるが、またこうした本書の存在は、そのまま当時の宗門内における「一鞭千里」への雰囲気を物語るものかとも推察される。

註

- (1) 『浄土真宗聖典全書』巻二、一五頁。
- (2) 『浄土真宗聖典全書』巻二、一五頁。
- (3) その他、所行派の論拠として、「行文類」の標挙に第十七願である諸仏称名の願が示されていることから、諸仏に称揚讃嘆される名号をもって大行とすべきであるとするものなどがあり、また、能行・所行両派の主張はさらに細分化されるものである。詳しくは普賢大圓著『真宗行信論の組織的研究』（興教書院、一九三四年）を参照されたい。
- (4) 『真宗行信論の組織的研究』二一四頁。
- (5) 『浄土真宗聖典全書』巻一、七七一頁。
- (6) 龍谷大学蔵本十二丁左。
片仮名は便宜上平仮名に改め、濁点及び句読点を適宜補った。以下、引文については同じ。
- (7) 『真宗全書』巻五二、四五二頁。
- (8) 『真宗全書』巻五二、五〇九頁。
- (9) 龍谷大学蔵本一四丁右、一四丁左。
- (10) 『応命略記』（『真宗叢書』附巻、三〇七頁）
- (11) 『晚論扶膜篇』（『真宗全書』巻五九、二五五～二五六頁）
- (12) 『真宗叢書』附巻、三一六頁。
- (13) 龍谷大学蔵本二五丁左、二六丁右。
- (14) 『浄土真宗聖典全書』五、七六頁。
- (15) 『浄土真宗聖典全書』二、七九四頁。
- (16) 『昭和修法然上人全集』八〇〇～八〇三頁。
- (17) 『昭和修法然上人全集』八〇一～八〇二頁。
- (18) 『真宗聖教全書』三、六四三頁。
- (19) 『昭和修法然上人全集』五三七～五三九頁。
- (20) 『浄土真宗聖典全書』二、八三二頁。
- (21) 『浄土真宗聖典全書』二、六七八頁。
- (22) 『昭和修法然上人全集』五五三～五五四頁。
- (23) 『昭和修法然上人全集』五五一頁。
- (24) 『昭和修法然上人全集』五五四頁。
- (25) 義山校訂本の原文は「北越有一邪人」。ただし古本にも「北陸道中有一誑法者」の語があり、この指摘は超然の錯誤か。
- (26) 『昭和修法然上人全集』五五四頁。
- (27) 『浄土宗全書』一四、九〇頁。

九、翻刻凡例

- (1) 紙枚の都合から上下二段組みにし、底本の表記に則り、漢字仮名交じりで表記した。句読点などを適宜補い、読解の便をはかった。
- (2) 漢字は原則として新漢字を用いた。また「々」以外のくり返し符号は用いず、本字で表記した。
- (3) 割註等の小字は前後に「」を付して表記した。上欄註記・訓点は翻刻しなかった。
- (4) 改行については、原則として底本文の体裁通りとした。また割註は二行を「」内に一行で表記した。ただし、割註により一行字数が多く、底本の一行分が、印刷上、二行にわたる場合、二行目の冒頭に*印を付して表記した。
- (5) 書名には「」を付し、理解の便のため、適宜「」へ～を用いた。
- (6) 丁数については、各半葉冒頭の「」内に略記した。

十、翻刻（「一鞭千里」、「駁一鞭千里」）

【二丁右】 一鞭千里

「自問自答章」第五答釈云、「サレハ善導和尚ノへ上尽一形下至一念」ト釈セリ。へ下至一念」トイフハ信心決定ノスカタナリ。へ上尽一形」ハ仏恩報尽ノ念仏ナリトキコエタリ」。述シテ云、是一念業成・多念報謝ノ常教、其義、常ニ談スルカ如シ。凡蓮祖ヲ中興上人ト崇重スルニニアリ。一二ハ「御一代聞書」ニ依ニ、

タノムトイフコトハ代々仰セラレ候ヘトモ、シカトナニトタノムト云勸導ナシ。然ニ蓮祖、一文字ヲモシラサルモノニハ、安心信心トオシヘテハ会得セス。「雑行ステテ、後生タスケタマヘ」ト、二種深信ヲフクメテカロカト理ノヤカテ契フヤウニ論シ、イカナル人モ聞テ信ヲトルヤウニ、十ノモノヲ一ニ

【二丁左】
シテ開曉シ給ヘリ。是ニ依テ、愚俗凡靡シテ其

化ニ嚮フ。然ハ御再興ノ上人ニテマシマス。二ニハ

【遺徳記】ニヨルニ、「真宗再興ノ伝」ノ中ニ云、「祖師

聖人ヨリ以来、一念帰命ノ理リヲ勸ムトイヘト

モ、念持ノ義ヲオシヘス。爰ニ先師上人、此義ヲ詳

ニシテ無智ノ凡類ヲシテ「止」フカク貴敬スヘシ」ト。

時世、鎮西ノ了普・西普ノ能化、大ニ行シテ、徒称

ヲ以テ往因ト誤ル者少カラス。帖内・帖外ノ諸

章ニテ、徒称流布ノ相、知ルヘシ。故ニ此念持ノ義

ヲ苦ロニ教諭シ給フヲ、蓮祖ノ独功トス。初ノ

「タスケタマヘトタノム一念」トハ、今ノ一念業成ノ安

心決得ノ義也。後ノ「念持ノ義」トハ、称ル名号ノ義

レヲ知り、大恩徳ノ体ヲ得テ是ヲ感荷シ執持

【二丁右】

名号ノ義ニシテ、今ノ多念報恩ノ教導也。八十

章広シトイヘトモ、此ニ二帰ス。此義【口伝鈔】最

末ノ一章ヲ承襲シテ、吾宗教ノ肝腑、願・教・釈

的伝ノ心印ナル事ヲアラハシテ、十八願ヲ釈ス

ル終南ノ文ヲ引テ成シ給ヘリ。【口伝鈔】ハ高祖

・大綱・毫摂三祖口訣ノ宗義ナレハ、此一念業成・

多念報恩ノ義説ハ、三代伝持ノ妙脈、真宗無

二ノ宝訓、之ヲ愚俗ニ諄ニ開曉シ給ヘルハ蓮祖

ノ独功、中興上人ト称スル所以也。上ノ四問答、ミ

ナ此中ヨリ出テ、而モ又此中ニ帰ス。謂ク、已ニ一

念業成ナルトキハ臨終ヲ待ツニ意ナク、来迎ヲ

要期スルノ思ナシ。信一念ノトキ光摂ヲ蒙リ、

現生ニ不退ニ住ス。早ク既ニ往業成弁ス。何ノ

【二丁左】

足サル所アリテ、称名シテ自身往生ノ業トセンヤ。

往業ニアラスシテ而モ多念称名ス。是何ノ為ソ、

タタ大悲弘誓ノ恩ヲ報スル経営ナリ。是故

断シテ多念報恩ト云。コレ「上尽」「下至」ノ釈意也。

終南既ニ此義ヲ弁明ス。元祖ハ弁ヲ待タス

シテ知ルヘシト「云云」。上ノ説ノ如キハ一宗ノ眼

目、伝灯ノ玉璽、末徒、此樊圉ヲ一步モ出ル則ハ、

吾門ノ異計也、邪説也。仰テ此指授ノ奉シ、

八十章ヲ安心ノ龜鑑トシテ自行化他スヘシ。

然レトモ、此宗教ヲ顯明開示セント欲セハ、外ノ

妨難ヲ防キ、内ノ違文ヲ会シ、滯尋ナク宗

義ヲ泰山ノ安キニオキ、唯信正因・称名報恩ノ

宗致ヲ確乎トシテ動カサラシメンコト、容易ニ

【三丁右】

アラス。外ヲ防キ内ヲ堅クシテ弘通伝化スルヲ、真ノ遺弟ト云ヘシ。今其内外ノ妨難ヲ出シテ、初学ニ一鞭シテ、宗義研尋ノ志ヲ励マサン。初二外難トハ、鎮徒ノ疑謗ナリ。今鎮徒ニ代テ難スルカ故ニ、不遜ノ過言ヲ以テ難勢ヲ強クス。冥慮恐アリ。実ニ怖畏ヲ懷クトイヘトモ、高祖ノ宗義ヲシテ動ク事ナカラシメント欲スル微志ヨリスルカ故ニ、謗語ノ罪ヲ恕シテ、為法ノ志ヲ照鑑シ給ヘ。

鎮徒云、吾、曾テ大谷ノ宗義ヲ伝聞シテ、疑ヒ且怪ム事ママニ日アリ。今第五答釈ノ講釈ヲ聞テ、吾疑怪、果シテ当レリ。現ニ黒谷違戾ノ説ヲキキナカラ、黙止スルコトヲ得ス。今此是ヲ

【三丁左】

難破シテ、汝カ宗義、立処ナカラシム。此ニニアリ。初二総シテ難破シテ云、汝カ宗祖ハ黒谷聖人ノ門弟子ナリヤ、將不然ヤ。若シ門下ニ非ストイハハ、吾好テ他ノ非ヲ計ヘテ、其所立ヲ破スルコトヲエス。汝随意ニ其宗教ヲ以テ自行化他

セヨ。大乘甚深名義塵沙、何レモ有縁ニ応趣スルトキハ其益アリ。何ソ強テ弁評シテ同異ヲ論シ、扼腕シテ背面ヲ争ハン。若シ黒谷ノ徒弟、伝法ノ師トイハハ、之ヲ願・教・語及光明・黒谷ノ明文ニ徴シテ、其説僻会ニシテ師轍ニ氷炭スルコト、一二非ス。破セスンハ吾黒谷ノ清流擾乱スルニ至ル。先汝カ家ニ常教トスル一念業成・多念報恩ノ説、大ニ光明和尚・黒谷聖人

【四丁右】

ト乖戾ス。汝不知ヤ、此一多ノ説ハ、和尚ニ始創シテ黒谷是ヲ承襲ス。鎮西・聖覚・隆寛等ノ明哲、伝ヘテ其義ヲ顕明ス。鎮祖ハ汝カ取サル所ナレハ、暫ク措ク。和尚乃至隆寛等ノ説、目ヲ開テ視ルヘシ。何ノ師ニヨルトモ、一多共ニ行ノ上ニ於テ論定シテ汝カ説ト相似ノ義ナシ。何トナレハ他師、十八願ヲ十念往生ノ願トイヘル如キハ、上一形ノ者ヲ漏シ、下一念ノ機ヲ摂セス。其義周ネカラス。而モ選択ノ願意ヲシテ、摂機不尽ノ失ヲ犯サシム。是故和尚「乃至」ノ義理ヲ開示シ、普益ノ願意ヲ顕明シテ、「上尽一形」「下至一念」ノ

妙釈ヲ下シ、五劫ニ思惟シ、選択シ給ヘル大悲ノ
願意ヲ顯開セリ。既ニ十念ノ称名ニ「乃至」ノ

【四丁左】

言ヲ冒ラシムルトキ、「乃至」ハ從上從下・一多包容・

遠近含攝ノ義ヲ顯スノ言トナル。故ニ從少向

多ナルトキ「上尽一形」ノ称名トナリ、從多向少

スルトキ「下至一念」ノ一声トナル。当ニ知ヘシ、「上尽」

「下至」ハタタ是称名ノ一行延促スルノ義ナル

コトヲ。然ラ、「下至一念」ハ信心決定ノスカタナリ、

「上尽一形」ハ仏恩報謝ノ称名トハ、何ノ曲會ソヤ。

次ニ別シテ難ス。此中ニ。初ニ一念ヲトリテ信ト

シ、是ヲ業事成弁トスルコト、何ノ義、何文ニカ依

ル。此説、汝カ家ノ三代伝持ノ心印ナリト。其三

代伝持ノ説、汝カ「口伝鈔」ニ出ツ。文曰、「一念モ

多念モトモニ本願ノ文ナリ。イハユルハ上尽一形下

至一念」トヲ釈セラルル、コレソノ文ナリ。シカレトモ

【五丁右】

「下至一念」ハ、本願ヲタモツ往生決定ノ時刻ナリ。

「上尽一形」ハ、往生即得ノウヘノ仏恩報謝ノツトメ

ナリ。其ココロ經釈顯然ナルヲ、一念モ多念モ共

ニ往生ノ正因タルヤウニココロエミタス条、頗ル經

釈ニ違セルモノカ。」「文」此下、願成就ト付屬ト及「礼

讃」ノ三文ヲ引テ、伝持スルところノ宗義、經釈顯

然ノ相ヲ証明ス。アア僻メル哉。汝カ家ノ經釈

ヲ解スルコト、先ニ、一多共ニ本願ノ文ナリ。「上尽」

「下至」ト釈セラルルトハ、此言得タリ。共ニ本願ノ

所誓「乃至」ノ義ニシテ、和尚其「乃至」ノ延促ヲ顯

開シテ、「上尽」「下至」トノ給ヘルハ是也。此義ヲ僻説セ

スシテ伝持弘化セハ、吾何ヲカ難破セン。然ルヲ此

和尚・黒谷ノ正統ヲ伝ヘスシテ、別ニ一箇ノ

【五丁左】

邪説ヲ出ス。故ニ此願「本願ノ文ナリ」此釈「上尽」「下至」ト釈セ

ラルル*ト」ヲ

引テ、「シカレトモ」ノ言ヲ置ク。此一多ヲ信ト行ト二分

テ正因・報恩ト断ス。既ニ本願ノ文ナリ。是ヲ「上尽」

「下至」ト釈セラルル、其義ナリト許サハ、何故ニ其義

ヲ説サル。何故ニ「シカレトモ」ト云テ曲會シテ、一多ヲ

別見スルヤ。一物ノ少ヨリ多ニ至リ、多ヨリ少ニ至

ルニ非スンハ、「乃至」トハ云ヘカラス。信ト行ト物体ニナ

ルモノヲ、云何「乃至」スルソヤ。然ラスンハ汝カ宗ノ本

願ノ「乃至」ハ、竹ニ木ヲ接タル如キノモノ乎。和尚ノ「上尽」「下至」ハ、首猿鉢虎ノ怪鳥ノ如キモノト解スルヤ。捧腹ニ堪タリ。汝能ク体会セヨ。一称名ノ延促アルカ故ニ、十念ノ称名ニ「乃至」ヲソヘテ誓ヒ給ヘリ。是五劫ニ思惟シ出セシ、法界無比ノ至易

【六丁右】

ノ行ヲ願尽スルノ取意ナリ。故ニ釈尊之ヲ説ニ、人ノ寿命ノ長短ニ就テ施設一定セス。下上品「一声」、下々品「十声」、【小經】「七日」、及和尚「上尽」「下至」、皆延促不定ニシテ、寿ニ長短アレハ、長ノ多声ヲ撰シテ短ノ十声・一声ヲ捨ルニ非ス、短ヲ正トシテ長ヲ傍トスルニ非ス。又懶墮ノ者アリ、精進ノ機アリ。

障縁多キ者アリ、少キ者アリ。何レモ撰シテ漏ス事ナク、遍数ノ多少ヲ定メサルハ易行ノ最極具縛ノ劣機ノ為ニ、其往生業ヲ選定シ給ヒシ

仏願大悲ノ妙方便、感戴セサルヘケンヤ。是ヲ「乃至」ノ願意トシ、「上尽」「下至」ノ釈義トス。豈ニ物相接シテ上下トナリ、信行各離シテ「乃至」ノ義ヲ成センヤ。

是延促相ニシテ増減相ニ非ルカ故ニ、若シ増相

【六丁左】

ナラハ、一念大利ハ二念ニ対スルトキ小利有上トナルカ故ニ。何故ソ一念一無上十念十無上ト云コトヲ

エンヤ。「乃至」ノ義、和尚・黒谷ノ説如此。然ルヲ二物相接シテ、乃至スルコト不能ノ義ヲ妄計シテ、憚モ

ナク「経釈顯然」ト云、何ノ孟浪ソヤ。是ヲ証スルニ三文ヲ引ク。初ハ願成就ノ文、此成就ノ文、汝何ト

カ解ス。是因願ノ如ク成就センコトヲ述成セル文ト、解スヤ否ヤ。若シ「因願ノ如ク述成セルニ非ス」ト

云ハハ、釈尊ヲシテ誑詐ノ罪ヲ得セシムルノ過ヲ成セン。若「是因願ノ成就ナル故ニ何ソ本願ニ違セン」ト云ハハ、此「乃至一念」ヲ、何故ニ信一念トスルヤ。

本願既ニ乃至十声ト誓ヒシニ非スヤ。成就何ソ思ニ改テ、信ヲ以テ一念ヲ説ンヤ。「聞」トハ如何カ聞

【七丁右】

クソヤ。「其名号」トハ、何ノ由アリテ成就センヤ。客氣ヲ止テ是ヲ思ヘ。五劫ニ思惟シ給フ法義ノ中心ヲ

詳説スルコトハ、黒谷「登山状」ニスキタルハナシ。披テ檢セヨ。名号ヲ成就スルノ願意ヲ知レ。唯一口ニ

シテ之ヲ知ント思ハハ、汝力家ノ「歎異鈔」ヲ見ヨ。「誓願不思議」「願意」ニヨリテ、トナヘヤスキ名号ヲ

案シ出シ給ヒテ」等、解スルヤ否ヤ。是ヲ解シ得

ハ今ノ「聞其名号」、何トカ思フ。既ニ称ヘ易キ名号

ヲ聞信スル義ナルコト、確乎トシテ審成ス。故ニ汝

カ家ノ常樂台ハココヲ釈シテ、「無尋光如来ノ御

名ヲキエテ、生死出離ノ強縁、ヒトヘニ念仏往生ノ

一道ニアリ。」「文」此中「聞其名号」ノ釈ハ、能ク経旨

ヲ得タリ。一念ヲ釈スルコトハ未矣。吾今因願

【七丁左】

ヲ述成セル文意ヲ論サン。称ヘ易ク「易義」シテ速ニ

往生ヲ得ヘキ「勝義」名号ヲ案シ出シテ、永劫修行

シ、終ニ此願心ヲ成就セシ名号ヲ聞ク。於是、

唯是一行ニシテ「即得往生」ト信シテ疑ハサレハ、

必歎喜ス。於是、聞信スル如ク名号ヲ称ルコト十

念乃至「従多向少」一念シテ、至心ニ願生スル故ニ、臨終

ニハ誓願アヤマタサルカ故ニ、即得往生シテ不退

ニ住スト云経旨也。「本願章」ニ、「彼仏今現在」ノ成就

ノ釈ト今成就ノ経文トヲ連引シ給フヲ以テ、此義

ナルコトヲ知ヘシ。既ニ其レ然リ、何ソ此一念ヲ取テ

信トセン。若シ信ナリトセハ、釈尊ハ願ノ選択ノ意

趣ヲ誤チ、黒谷ハ経意ヲ曲説スルノ罪ヲ得ン。

何トナレハ、「利益章」ニ此一念ヲ取テ称名一声ト

【八丁右】

シ給フカ故ニ。汝耳シテ黒谷ノ異轍ニナラハ、之ヲ

争ハス。不然トナラハ、何カ故ニ、黒谷、既ニ一声称

名ヲ以テ成就ノ一念ヲ釈シ給フヲ拒シテ、信ト

取テ己カ宗義ニ便リセントスルヤ。「念声是一」ハ

【観経】ノ誠説、指定ノ妙判、黒谷ノ決斷ニ非スヤ。

願ノ十念既ニ称名ナリト許サハ、其従多向

少セル成就ノ一念ヲ信トシテ、経釈ニ合セルヤ否

ヤ。アア「経釈顯然ナリ」トハ何ノ語ソ。次所引ハ

流通文、是ノ一念、汝ハ信トスルヤ、将行トスルヤ。若

信ナリトセハ、汝カ祖、行一念ノ下ニ引証シテ「聞彼

仏名号」ノ当位、一声称名スル義トスルト乖ナン。

又行ナリトセハ、今信ノ一念業成ヲ証スル引文

ニ非スヤ。噫吁、鹵莽也。何ヲカ「顯然ナリ」トスルヤ。

【八丁左】

且汝カ家、常ニ云、成就ハ信一念、付属ハ行一念ト。

咄々、一笑ニ堪タリ。余ノ義ヲ説クトキハ隠顯

アリ。別意趣アリテ一法ヲ表裏スルコト、仏経ノ

常ナリト雖モ、出離ノ大事、往生ノ業因ヲ説クニ、

何ソ人ヲシテ眩惑セシメンヤ。汝カ家ノ釈尊

ハ、「下巻」ヲ説シ日ハ倦忘ノ病アリテ、初二信ヲ

以テ一念ト説キ、後ニハ妄却シテ其一念ヲ行ニ

テ説シニヤ。怪ムヘシ。又本願ハ、傀儡師ノ函ノ如ク、

蛇ヲ出シ蝦ヲ出シテ、人ヲ心酔目眩セシムルモノ

ト思ヘルヤ。弥陀ハ傀儡師、釈迦ハ倦病ニシテ、

釈迦・弥陀ニ尊ノ召ニ契ヒ仰ニ順フトハ、危哉。

成就、既ニ信ナラハ、付属、何ソ行ナラン。付属ハ

行ナリトセハ、成就、行ナルコト何ソ争シ。釈迦

【九丁右】

忘却セサルカ故ニ、本願ハ人形函ニ非ルカ故ニ、汝カ

家ノ定量ナキコト、如此。コノ定量ナキ説ヲ出

シテ「顯然ナリ」トハ何ノ杜撰ソヤ。次所引ノ

【礼讃】文、「爾時間一念」ノ一念ヲ取テ信トスルヤ。

矇昧ナル哉、和尚・黒谷、教部書ノ中ニ信一念

ト云ヘルモノ、出シテ何ノ文ニアルヤ。一ハ多ニ対ス。

多或ハ一ト云モノ、遍数ノアル称名ニアラスンハ

名クヘカラサルノ義、汝カ家ノ染台モ解セリ。

信ニ於テ何ソ一多ヲ論セン。如何ソ信ノ一念ト云

モノアラン。若シ一声一念等ト云モノ、一念是信

ナリト云ハハ、本願文ヲ加減シテ「十念」ヲ「称我

名号」ニ易ヘ給フハ、何ノ由ト解スヤ。「十念」ノ「念」ハ

他師ノ解スル如キノ静観深念ノ義ニ非ス、タタ

【九丁左】

是声ナリト決断シ給フニ非スヤ。既ニ念ヲ声

ナリト取給フハ、和尚ノ釈ノ「一念」ハ上ノ「一声」ト

同ク、「念声是一」ヲ知ラ令ルノ慈誨ナルコト、楷

定ノ家ニ在テ誰カ解シ誤ン。汝、念ヲ取テ信

トセハ、他師ニ共同シテ和尚ノ所破ニ当ルヲ顧

サルヤ。知ヤ否ヤ、和尚ノ所謂一念トハ、一形ノ称

名、極促シテ一声ニ至ルヲ「下至一念」ト釈スルモノ

ナリ。今【礼讃】文、此義ナルコト明晰、不待弁。若

不然トナラハ、此【讃】所依ノ付属ノ一念ヲ行ノ一

念ト取ハ何ソヤ。上来所引ノ三文、和尚・黒谷

ヲ以テ論スルトキハ、一文トシテ信一念ノ義、毫モ

見ルヘカラス。所立ト引証ト鉾楯乖角ス、何ノ狼

狽ソヤ。「経釈顯然」ト誇ルハ、何ノ辺ニカアル。果シテ

【十丁右】

知ル、三代伝持ノ私説ニシテ、黒谷聖人ヲ除ク事ヲ。

然ニ汝カ家ノ末徒、此難ニ窮シテ云、「何ソ但三代

伝持ノミナランヤ。『本願鈔』ニ経釈ノ六文ヲ引テ
今ノ常教ヲ標シテ云、ヘコノ経釈ノ文ニマカスルニ、
黒谷ノ聖人ヨリ本願寺ノ聖人相承シマシマス

トコロノ報土往生他力不思議ノ信心ヲ『乃至』

シカレハ黒谷・本願寺両聖人ノ御化導、経釈ニ

符合セル条、文ニアリテ明ナルモノヲヤ。』『文』コレ元祖

已来相承ノ説ニシテ、而モ経釈ノ文義明ナルモノ

ナリ』ト。何ソ一家ノ私説、矯立ナラン。如此ノ遁辞

ハ、汝カ門内ノ徒ニ対シテ云ヘ。吾、何ソ肯セン。上

ノ『口伝』ト異ニシテ黒谷ヲ加ヘタル故、益々其

愚態ヲ顕ハセリ。今其釈文ヲ一々ニ難シテ、

【十一丁左】

汝カ説、粉ノ如ク碎ン。所引六文ノ中、三文ハ上ニ并破

スル如シ。汝、会通ノ途アラハ速ニ答ヨ。恐クハ舌ヲ

鳴スコト能ハサルヘシ。其余ノ三文ノ中、『設満世界火』

ノ文、タタ『聞』ト説クカ故ニ、行ナシト思ヘルヤ。行ナク

シテ『会当成仏道』ハ、何ノ願ヨリスルソヤ。往生シ

成仏スルコトハ、十八願ヨリセスンハ入路ナカルヘシ。

若シ十八願ヨリスト云ハハ、称名ナクシテ会当成

仏セハ、五劫思惟ノ本願ハ徒説ナルカ。今文ノ所

聞ノ法ハ、何物ヲ成仏セシムルノ本願ノ法ナレハ、観
法トモ解スルコト不能ヘシ、必スヤ選択セル法ナリ。
是ヲ『弥陀ノ摂化度生ノ超世法』ト云、会スルヤ否ヤ。
若シ会セスンハ、『案集』、『大集経』ヲ引テ弥陀法ヲ
決断スルヲ檢セヨ。彼意謂ク、一切諸仏、衆生ヲ

【十一丁右】

度スルハ四種ヲ出ス。一ニハ口説、十一部経ヲ教導スル

ハ、法施度生ナリ。二ニ相好莊嚴ヲ成スルハ、觀察

獲益令ル為ナレハ、身業度生ナリ。三ニ神通變化

ヲ現スルハ、敬信ヲ生セ令ル、是神通度生ナリ。四ニ

名号ヲ成就スルハ、衆生ヲシテ繫念称名令メテ

除障獲益令ン為ナレハ、名号度生ナリ。『第一大門第二』

汝カ祖、コレヲ『化文類』ニ引テ其下ノ案台ノ釈ニ、

『二者説経、二者光明、三者神通、四者名号』ト。此四種

度生、何レトモ会当成仏ノ法也。之ヲ以テ今偈ノ

所聞ノ法ヲ問ハハ、汝、何トカ答ヘル。『是口称ニ非

ス、所聞ノ故ニ第一度生ノ法ナリ』ト云ハハ、何故ニ

下上品、聞経・念仏相對シテ、選択化讚ノ廃立ヲ

ナシ給フヤ。汝カ家ハ、十二部経ヲ聞テ会当

【十一丁左】

成仏スルヤ。「是名号ノ故ニ第四ノ度生ノ法ナリ」ト

云ハハ、何故ニ唯「聞」ト云ヤ、又何故ニ行ヲ遮スルノ証トスルヤ。名号度生ハ繫心称念獲益ニ非ス

ヤ。思惟選択シテ名号ヲ成スルハ、之カ為ノミ。当

ニ知ヘシ、今偈ノ所聞ノ法ハ本願名号度生ノ

法ニシテ、易ク称ヘサセテ速ニ会当成仏ヲ得セ

シムル義ナルコトヲ。次ニ「礼讃」「設滿大千火」ノ偈、上ノ

經文ヲ頌シテ、所聞ノ法ヲ出シテ「仏名」ト云。於是ハ

愈々信一念ノ証ヲ成セハ、今汝ニ問。汝曾テ云ク、

「吾流、黒谷ノ的伝ニシテ、弘ルトコロ私ナシ」ト。然ラハ

黒谷ノ説ハ信シテ取ルヘシ。若シ信シテ取ラハ、

黒谷ノ十八願ヲ「選択本願」ト名ケ給ヘル説ヲ

取ルヤ否ヤ。若「不取」ト云ハハ、何ヲカ伝ヘル。黒谷

【十二丁右】

一世、十八願ヨリ外、弘ムルノ法ナシ。之ヲ不取シテ別

ニ安立スル法アラハ、私創ノ矯説、論スルニ足ラス。若

「取ル」ト云ハハ、此願名、汝云何カ解ス。得ルコト不能ハ、

「本願章」「登山状」ヲヨメ。自ラ選択ノ仏意、名号ヲ

成スルノ願旨ヲ知ン。既ニ選択シ、成就セル名号ニ

非スヤ。此名号ヲ聞カハ、豈黙止センヤ。成就・下輩・

付属ノ一念、黙止セサルノ相ナリ。若「タタ聞仏名ト

云カ故ニ称名ナシ」ト云ハハ、選択本願ノ名号ヲ聞

ニハ非ルヘシ。「行ヲ離レタル孤立ノ信ヲ説ク文也」ト

セハ、其所尊ノ信ハ何色ノ物ゾ。汝カ祖、「行ヲハナレ

タル信ナシ、信ヲハナレタル行ナシ」ト決断セリ。行信

ハ不離互具ノ法ニ非スヤ。若不離ト許サハ、何ソ

一ハトリ、一ヲ除クヤ。行ヲ嫌ハハ、信モ捨ヘシ。信ヲ

【十二丁左】

取ラハ、何ソ行ヲ省ヤ。然ニ、離行ノ信ヲ安立シテ

之ヲ一念トシテ「業成位也」ト談ス。一具不離ナルモ

ノヲ別見シテ取捨ス。自家ニ捨テ鹵莽ナリ、

黒谷ノ願意ヲ釈スルニ違戾ス。然ルヲ、「的伝ヲ

得タリ、經釈顯然、文ニ在テ明ナルモノヲヤ」トハ

孟浪ノ僻会、誰カ是ニ誑惑セラレン。次ニ「弥陀智願

海」ノ偈文、汝曲会シテ行ヲ除クト云義、上ト同意也。

吾能破、亦上ニ准ス。若タタ「聞名」ト云カ故ニ行ナシ

トセハ、【觀念法門】「攝生緣」ノ中、三十五願ノ「聞我名字」

ヲ釈シテ「称我名号」トノ給ヘル和尚ノ尊慮ヲ、何

トカ解スル。選択ノ願意ニ違セハ、理トシテ如是ナラ

スンハアルヘカラス。「聞」字、「称」字ニ易ル意、味フヘシ。和尚

ノ意ヲ以テ、和尚ノ文ヲ解セン。タタ「聞名」トノミアレハ

【十三丁右】

トテ、豈行ヲ省スヘキヤ。若行ナクンハ、是十八願ヲ頌スルノ偈ニハ非ルヘシ。此偈ハ諸仏会上ノ十八願ナルカ故ニ、十方流布ノ十八ヲ詳説スルコトハ

「如来尊号甚分明」ノ偈ニ過タルモノナシ。其「普流行」ノ如来尊号、今偈ノ所聞ノ「名」ト同乎、將異ナリヤ。

「異ナリ」ト云ハハ、諸仏界中流行ノ本願ニハ非ルヘシ。若「同ナリ」ト云ハハ、其流行ノ相ヲ説ヲ

「但有称名皆得往」ト云モノ如何。是今ノ「聞」ノ相

ニアラスヤ。此「初夜礼讃」ノ中、「聞」ノ字ヲ出ス事ハ五回也。其所聞ハミナ仏名・名号、其義一貫ス。

ミナ選択ノ願意ヲ述スルカ故也。其中今偈ヲ

首トシ、「万年三宝滅」ノ偈ヲ尾トス。今問。終ノ「万年三宝滅」ノ「爾時間一念」、今ノ「聞名」ト同乎、將異乎。

【十三丁左】

若「異ナリ」ト云ハハ、「聞一念」トハ何ノ一念ソ。若行ナリ

トセハ、汝カ家ノ多念ハ行、一念信トスル義ニ乖ク。又、

今引テ一念往生ヲ証スル意ニ違ス。若信ナリトセハ、黒谷ニ乖戾ス。『漢語灯』一「大經釈」、此文ヲ釈スルニ

四度称名ノ一念トシ、「和語灯」一「六要抄」モ同ク称名トス。

是ニ知ル、今引テ信一念業成ヲ証スルモノ、黒谷相承

ニ非ルコトヲ。上來所引ノ六文、仏選択ノ願意ヲ以テ解シ、光明・黒谷ノ宗致ヲ以テ談スルニ、汝カ家

ノ信一念業成ノ義ト乖角スルコト、水火モ不啻。

然ルヲ公然ト連引シテ、「黒谷・本願寺両聖人ノ御化導、經釈ニ符合セル条、文ニ在テ明ナルモノヲヤ」

トハ何ノ寤語ソヤ。文ニ在テ明ナラス、義ニ於テ

曖昧、上ニ弁破スルカ如シ。黒谷ハ選択ノ願意、

【十四丁右】

廃立ノ教旨、証誠ノ仏語ニ依順シテ、仏經及ヒ

光明和尚ノ解釋ニ符合シテ、文義明也。本願寺

ノ説、何ノ符合セル所カアル。一文トシテ願意ニ合

セス。何ノ明カナル所カアル。一文トシテ曲会セサル

モノナシ。今汝ニ諭ス、此説タタ三代伝持ト云ヘシ、

黒谷ヲ加ルコトナカレ。加ルトキハ、如是大難ヲ招ク。

此臆断私矯ノ家書ヲ伝ヘテ、「下至一念ハ信心

決定ノスカタナリ」ト云、愚俗ハ信スヘシ。眼アリテ

和尚ノ文ヲ見聞シ、黒谷ノ説ヲ聞ン者、豈許スヘケンヤ。若難不当ト云ハハ、明ニ上來ノ破斥ヲ

快ク通セヨ。吾家ノ古老、汝カ宗ヲ斥シテ黒谷

滅後ノ邪義ト云、的中セル哉。不然コトヲ得ンヤ。

今黒谷ノ能破ノ文ヲ挙テ、其滅後ノ邪義

【十四丁左】

ナル相ヲ知令ン。『漢語灯』十「遣北越書」一念義嚴誠文

ニ所破ノ邪計、二家アリ。初計ハ汝カ宗ニハ非ル

ヘシ。一声ヲ正因トシ、二声已外ヲ非因トスルカ故

ニ。第二計ハ正ク汝カ宗教也。文云、「有究竟之

実義、唯是信知本願而已矣。〔汝カ宗ノ末徒、〔礼讃〕ノ信法釈ノ文

*ノヘ今信知本

弘誓及称名号下至十声一声等〕ヲ解シテ二段トシテ、ヘ今信心〕等ノ

*九字ヲ截取テ就人立信ノ真実義門トス。是称名ナキカ故

ニ。ヘ及称名〕已下ヲ就行立信ノ方便説トシテ、乃至傍及ノ義ト解ス。

*アア汝カ家ノ忠臣ナル哉。其祖ヲ引テ今此所破ニ的中

タラシメ、汝カ宗ニ於テ此徒ノ所見ハ宗致ヲ得タリト可称嘆、アア

*彼聖人門人ノ中、遅

鈍ノ人ハ未聞此義、利根ノ人僅有五人、得此深法。

我其一人也。此深法門ハ乃彼聖人、〔邪計者ヨリ黒谷ヲサシテ云語也〕

己心中ノ奥義也。〔汝カ宗徒ノ講説ニ称名ヲ談スルハ、元祖未熟ニ

*逗スル一往方便ノ化

導ニシテ、彼聖人奥義ニ非ス。吾祖ハ其奥義ヲエ、元祖ノ密意ヲ探テ

*離行ノ信ヲ的伝セリト。是モ亦汝カ家ノ忠臣

義士也。其祖ヲシテ愈益此黒谷ノ所破ニ正当セシム。勤メタリト謂ツ

*ヘシ〕扨伝之所、不容易

【十五丁右】

授也。〔已上、邪計ノ説ヲアク〕如此邪説、一無実虚証之甚、雖不

足論、今為疑者自立誓詞〕等。汝眼アラハ、此文

ヲ見ヨ。〔吾家滅後ノ邪義ニアラス〕ト云事ヲ得ヘ

ケンヤ。初二所破ノ邪説ヲ挙テ「タタ信知本願而已」

ト。汝ニ於テ如何。唯信知本願ヲ以テ正因ナリ、

業成ナリト決ス、此破ニ当ラスト云ヤ。若会シテ、

〔仏恩報謝ノ多念ノ称名アリ、何ソ唯信知本願

而已ナランヤ〕ト云ハハ、其称名ハ往生ノ業トスヘカ

ラスノ行ニアラスヤ。何ソ本願ノ所誓ナラン。〔是

願中ノ所誓ノ行〕ト云ハハ、其難多重、次多念

報恩ヲ破スル下ニ於テ碎キ尽サン。其レ然リ。汝

カ所謂多念ノ称名ハ乃至中ノ行ニ非ス、一念外

ノ多念ニシテ、一ノ延相ニ非ルカ故ニ。何トナレハ、

【十五丁左】

一ハ信ニシテ正因、多ハ行ニシテ報謝ノ経営ナルカ

故ニ。経営ノ言ハ、願中ノ法ニ非ル事ヲ願スニ非

スヤ。一多兩斷シテ信行別ナリ。何ソ「乃至」ノ中ノ行

ナラン。従多向少ノ称名ニ非ルコト明矣。報謝ノ

行ヲ出シテ此所破ノ的ヲ膜シ得ンヤ。於是知ル、

往生ノ因ハ「タタ是信知本願而已矣」、宛然タル

黒谷所破ノ一念義ノ邪説ナルコトヲ。次文云、

「僅有五人、得此深法。我是其一人也」トハ、汝カ家

ノ伝記ニ信行兩座ト云事ヲ画成シテ、其信ノ

座ハ僅ニ五六輩ニタモタラス、黒谷モ此信座

ノ人ト「云云」。全ク今ノ邪計ノ所説ニ符合ス。

次ニ「此深法ハ乃彼聖人已心中ノ奥義也」トハ、

汝カ家ノ三代伝持ノ言ニ、「真宗ノ肝要ハ、一念

【十六丁右】

往生ヲモテ淵源トス」ト的中スルニ非スヤ。一念若シ

一声ノコトトセハ、黒谷、經ノ三所ノ「一念」ヲ「一声」ト

シ、和尚、「乃至」ノ極促ヲ「下至一念」トスル經釈ニ符

合スル願了ノ説ナレトモ、信ト決スル故ニ、經文・祖

釈ニ違戾シ、黒谷正統ノ宗教ニ乖角ス。是故ニ

「淵源」トシテ、是ヲ「己心中ノ奥義」ニ託ス。「淵源」ト

ハ、願了ナラサル「奥義」ニ非スヤ。不知ヤ、黒谷聖人

終焉ニ臨テ、末世ニ如此ノ邪説ヲナシテ願・教・祖

釈及聖人一世ノ教導ヲ擾亂センコトヲ徹鑑シ給

ヒ、嚴誠ノ遺語ヲ垂示セリ。謂ク、「念仏シテ往生

スルソト思テ申スヨリ外、別ノ子細候ハス。コレヨリ

外、奥フカキコトヲ存シテ之ヲ秘シテ伝ヘサルコト

アラハ、二尊ノアハレミニハツレ、本願ニモレ候ヘシ。

【十六丁左】

滅後ノ邪義ヲ防カンタメニ所存ノホトラ書スルモノ

ナリ」ト。請フ、看ヨ、汝カ家、此称名往生ノ外、奥フカキ

一念往生ノ淵源ヲ談シテ、「一念ハ信ニシテ、コノトコロ

往生業成スル後ノ称名ハ、往生ニ於テ有ルトモ益

ナク、無テモ失ナシ、是報恩ナルカ故ニ」ト云義、所謂

「唯信知本願ノミ、是彼聖人ノ究竟ノ実義、コレヲ

伝ヘタルハ僅五六輩」ト云ヘルモノト毫差アルコトナ

シ。豈不然コトヲ得ンヤ。又「和語灯」四「越中光明房

ヘノ御返状」ニ云、「一念往生ノ義ハ、京中ニモ粗流布ス

ル由、承ル所ナリ。凡言語道斷ノコトナリ。誠ニ殆ト

御問ニモ及フヘカラサル事カ。【双卷經】ノ中ニハ、
（乃至

一念信心歡喜」ト云ヒ、又善導和尚ノ【疏】ニハ、
（上一形

ヲ尽シ下十声一声ニ至ル迄、定テ往生スルコトヲ

【十七丁右】

得ト信シテ、へ乃至一念モ疑フコトナカレトイヘル、此等ノ文ヲ悪ク料簡スル輩ノ、カカル大邪見ニ住シテ申候所ナリ」等。此能破ノ嚴誡ヲ以テ推スニ、上來所引ノ經文ニヨリテ信一念往生ヲ成立セントスルハ、所謂、悪ク料簡シテ大邪見ニ住セシ、汝力家ノ宗致ナルコト青天白日、弁ヲ勞セスシテ知ヘシ。予也旧来汝力宗義ヲ怪ミ且疑シニ、今此「自問自答章」ノ第五答釈ノ光明和尚ヲ引テ附会ス

ルヲ聞テ、果シテ黒谷ノ所斥ニ中ル邪說ナルコトヲ知レリ。汝速ニ會通セヨ。能ハスンハ、轍ヲ改テ我門下ニ帰投セヨ。

後ニ多念報恩ノ說ヲ難破ストハ、信一念業成ノ義潰ルル則ハ、此多念報恩ハ其同時ニ斃ル。煩ク弁

【十七丁左】

破ヲ勞スヘカラスト雖モ、黒谷的伝ト誇テ而モ其說正統ト、氷炭不啻カ故ニ、今略シテ評破ス。問。此

「上尽一形」ト「下至一念」ハ、同ナリトセン、將異ナリトセン。

若「同ナリ」ト云ハハ、「一念ハ信ニシテ正因、多念ハ行ニシテ報恩」ト云ヘル自家ノ常教ニ背ク。若「異ナリ」

ト云ハハ、「上尽」「下至」ハ「乃至」ノ義ヲ顯ハスニ非スヤ。汝カ祖ノ、「念仏往生ノ本願トコソ仰ラレ候ヘハ、多ク申サンモ、一念モ一声モ往生スヘシトコソ承リ候」「文」、又「淨土真宗ノナラヒハ、念仏往生ト申スナリ。マタク一念往生・多念往生ト申スコトナシ」「文」ト云如キハ、黒谷ノ正統ヲ伝ヘ、「乃至」ノ願意、「上尽」「下至」ノ実義ヲ伝ヘタル釈ナリ。若ソレ如是ノ義ヲ以テ今ノ和尚ノ文ヲ取ラハ、吾何ソ破斥セン。然レトモ是ハ一時臨機ノ釈相

【十八丁右】

ニシテ、宗ノ常教ニハ非ス。一多共ニ正定業ヲ成セルカ故ニ、其常教ハ三代伝持ノ文ヲ承襲セル、今ノ「上尽一形」ハ仏恩報謝ノ行トスルモノ也。是「乃至」ノ義ヲ失シ、選択ノ願意ニ背ク難、上ニ弁破スルカ如シ。又問。弥陀五劫ニ思惟シテ此勝易具足ノ称名ヲ

選択シ、以テ本願ノ行トシ給フト云事、汝信スルヤ

否ヤ。若「不信」ト云ハハ、淨土門内ノ人ニ非ス。願生西方ノ機ト云ハンヤ。宜ク日蓮カ徒トナリテ、念仏

無間ヲ口実トセヨ。若「信ス」ト云ハハ、何故ニ称名ヲ一念外ノ多念トシ、是ヲ仏恩報謝ノ行トスルヤ。五劫ニ衆生報謝ノ行ヲ思惟シ給ヘリト云事、經・論・祖釈・

黒谷ノ『漢語灯』等数部ノ中、出テ何レノ文ニカ

在ル。但ニ文ナキノミナラス、其義、毫モアルヘカラス。

【十八丁左】

何トナレハ、我執処深ノ凡夫ト云ヘトモ、篤実ノ君子ハ人ヲ恵テ其報ヲ求メス。然ニ本願ヲ発シテ衆生ヲ

救済スルコトヲ指テ、「其已ニ報センコトヲ徑劫思惟シ給ヒシ」トハ、仏、無縁ノ大悲ヲシテ世間篤実ノ凡夫ニ及ハサラシム。奇シ、怪シ。汝カ家ノ弥陀ハ五劫思惟選択セシ

勝易ノ行ヲ以テ称念必得往生セシメス、空ク衆生ノ報謝ヲ案シ出シテ以テ本願トシ、噫乎、超世ノ本願、世ノ德行ノ君子ヨリ劣レル事遠シ。危哉、惡道ノ機ヲ

助ケン事ハ。若不然トナラハ、何カ故ソ選択ノ行ヲ取テ自身往生ノ業ナリト許サス、唯是仏恩報謝ト心得

ヘシト云ヘルヤ。又問。釈迦『觀經』ノ諸行ヲ廃シテ称名一行ヲ立ス。此立意、如何カ解ス。是報恩ノ行ナル

カ故立スルヤ、將往生行ノ故ニ立スルヤ。若往生行ノ

【十九丁右】

故ニ立スト云ハハ、汝カ家ノ常教、立処ニ潰了ル。若シ報恩行ノ故ニ立スト云ハハ、和尚楷定ノ妙判ノ中、何レノ所ニ其文アリヤ。速ニ出シ来レ。但シ文ナキノミナ

ラス、其義、決シテアルヘカラス。定散ノ諸行ハ因中選

捨ノ法ニシテ、本願選取ノ往生行ニ非ス。非本願ノ行

ヲ以テ本願成就ノ上ニ願生スルハ、仏意ニ齟齬ス。故ニ

廃ス。以テ知ル、之ニ對シテ立スルニ非因タル報謝ノ行ヲ以テスルトハ、汝カ家ノ釈迦ハ狼狽者哉。拍手シテ

可笑。又問。『小經』ニ諸仏証誠スル我見是利ノ念仏ハ、報謝ノ行ノ故ニ出舌証誠スルヤ、將往生業ナルカ故ニ共同勸讚スルヤ。若「往生行ナルカ故ニ」ト云ハハ、汝称名

ハ往生行ニ非ス、唯是敗種非因ノ報恩行ナリト云三代伝持ノ常教ニ戻ル。若「報謝行ノ故ニ証誠ス」ト

【十九丁左】

云ハハ、三国伝灯ノ祖判ノ中、何処ニ其文アリヤ。豈タタ文耳ナランヤ、義亦、毛髮計モ有ヘカラス。何トナレハ

信一念ニテ往生決定ス、其嬉サノ余リニ念仏ス。是報恩行ナルトキハ東隣ノ老嫗一人来テ教ユトモ

足レリ。誰カ是ヲ疑怪セン。何ノ由ニカ六方恒沙ノ

諸仏、異口同音ニ之ヲ勸信シ証誠スルヤ。汝カ家ノ

証誠ノ諸仏ハ、俗ニ所謂阿房役ヲ勤テ、法界ニ声ヲカラシ給フ。捧腹シテ笑フニ堪タリ。不知ヤ、「就人立信」ノ釈及『礼讚』ノ中、屢々諸仏証誠ノ相ヲ顯ス。

其意謂ク万行ヲ累劫ニ修シテ、以テ生死ヲ脱離スルハ仏法ノ通談、因果理數、人之ヲ聞テ疑怪セス。然ニ執持名号ノ微因ヲ以テ直ニ界外無漏ノ宝國ニ入り、永劫生死ノ苦輪ヲ脱シ、長時不壞ノ

【二十丁右】

楽果ヲ得ルコト、性相ノ法數ニハツレ、因果相順ノ道理ニ違ス。疑怪セサルコトヲ得ンヤ。六方同勸証誠ハ之カ為ノミ。報謝行ニ何ノ証誠カ用ン。此念仏往生ヲ極難信法ト名ルハ、何ノ義ナリト解センヤ。微少ノ因ヲ以テ至大ノ果ヲ剋スル言語道斷ノ不思議法ノ故ニ非スヤ。報謝行ハ非因ノ法ナレハ得果ニアツカラス。極難信法ノ義ハ不知、何物ゾ。又問。龍樹、難行ヲ廃シテ施ス處ノ易行ノ称名、是報恩行ナリヤ、將得不退ノ業ナリヤ。若「得不退ノ行ナリ」ト云ハハ、汝カ家、龍樹ヲ拠トシテ応報大悲ノ報恩ノ称名ヲ主張スル常教ニ乖ン。若シ「報謝ノ称名是此易行ナリ」ト云ハハ、阿惟越致地ハ諸行難行シテ久乃可得ナレハ、懦弱劣機、其所求ヲ果

【二十丁左】

スコト不得故ニ「今疾得不退」ノ方便ヲ説ント許シテ

此称名ヲ与ルニ非ス。難行漸得ニ不堪ハ易行疾得ノ法ヲ請シニ、報謝行ヲ説テ何ノ用カアル。汝カ家ノ龍樹ハ世間ノ藪医者ヨリ劣レリ。病ノ快癒ヲ求シニ、藥ヲ不与シテ徒ニ藥礼ヲ語ルカ如シ。之ヲモ鼻祖ト尊崇スルヤ。如此、一々はヲ諸祖ニ徵スルニ、汝カ称名報恩ノ説、粉ノ如ク碎ク。知ヤ否ヤ、和尚ハ「念仏不捨者」ノ称名ヲ「是名正定之業」ト決シ給ヒシヲ。汝カ家ニハ此多念ノ称名ヲ自身正定ノ業トハ思

ヘカラス、「上尽二形」ハ仏恩報謝トキコエタリトハ、古今楷定・一如經法ノ妙判ニ合ストセンヤ。何処ニキコエタリノ義アルヤ。有眼ノ者、誰カ耳肯乎ン。然ニ汝カ家ノ末徒、此難ヲ避ントテ「三位兵部卿ノ奉書」及ヒ

【二十一丁右】

「黒谷聖人印定ノ言」ヲ以テ、元祖既ニ称名報恩ノ説アリ、何ソ啻吾祖ノミナラント。噫吁、曖昧共ニ論スルニ足ラス。彼書ヲ披閱セサル愚俗ハ誑惑スヘシ。一ヒ披ク者、豈汝矯会ノ弁佞ニ眩カンヤ。今文ヲ出シテ其愚態ト誑惑トヲ暴白セン。彼奉書ノ初ニ「上尽」「下至」ノ文ヲ以テ深ク一念義ノ邪説ヲ破シ、而シテ「二念已去ハ報謝ナリ」ト云説ヲ牒出シテ「遣北越書」所破ノ一類ナリ、

後ニ自義ヲ出シテ云、「好功弥々多品位弥高」ト。解シテ云、「利益章」ニ「念一無上十念十無上、又三万已上上々品上生ノ業ト。此意ヲ以テ論ス。謂ク、仏ハ功德ノ重タルハ仏意ニ契当ス。又、仏ハ衆生ノ往生ノ品位、一階ニテモ高キコトヲ喜ヒ給フ。故ニ多念遍数ヲ増テ上品ノ往生ヲ得ルハ仏意ニ契フナリ。是黒谷ノ

【二十一丁左】

意ヲ得タリ。次ニ「是故ニ行者相續多念称仏意是乃為報仏恩」ト。解シテ云、上ノ「功德多品位高シ」トハ、「仏意ニ契称スル故ニ報仏恩ノ義ニナル」ト、基親ノ多念報恩ノ義ヲ顯ス。次ニ「非汝所謂報謝也」トハ、解シテ云、「汝」トハ前ニ出セシ邪計ニシテ、行ヲ非因トシ報謝ヲ談スル説ヲ指ス。請、看ヨ是了々ニ称名正定業ヲ談スル文、誰カ惑ハン。黒谷ノ答書云、「無有一事違愚懷也。邪人妄説固不足言離聖教之文

恣立私義」等ト印定シ給ヘリ。汝カ愚瞽ノ故カ、將タ誑惑ノ為カ、此師資ノ往復書、自家二巨害アルコトヲ不知。矯テ從上ノ難ヲ遁ルル究竟ノ巢窟ト思ヘトモ、是吾家ノ斬邪ノ利刀、驅魔ノ宝劍、汝從上ノ難ニ追レテ此中ニ身ヲ遁レント

【二十二丁右】

セハ、忽身首処ヲ異ニセン。可哀哉、称名報恩ノ説、願・教・語乃至黒谷ノ意趣ト相違戾スルコト如此。汝之ヲ快ク通シ得ルヤ否ヤ。

第二ニ内ノ妨難トハ、高祖、和漢十部ノ書、其余五帙

ノ「法要」及「和讃」「六要」ノ中、称名往生・口称正因・念仏正定業或ハ業成位ニ称名ヲ談ス等ノ説、殆ト

四十余文アリ。又、一念業成・多念報恩ノ常教ニ大ナ

ル違文、之ヲ会スルコト如別論、今贅セス。上来、内外

ノ大難ヲ出ス事如此。予、此中外難ハ鎮徒ニ代テ

評破スルカ故ニ、于冥于顯憚ル所アリテ深ク怖畏ヲ

懷クト雖モ、難勢ヲ強クシ初学懶墮ノ人ヲ策進

センカ為ニ、漫ニ過言謗語ヲ以テ宗義ヲ弁驗ス。

今座下ノ大衆ニ告ク。從上ノ破責ヲ受テ大方ノ

【二十二丁左】

恥ヲ高祖ニ冒セラレナカラ、其遺弟ニシテ徒ニ弔口

撻髭シテ黙止スルヤ。吾輩忝モ祖門ニ挹流シテ

不耕不耘暖衣飽食、而モ得生ヲ順次ニ決ス。現當

ノ洪恩、溟岳モ比スヘカラス。須ク粉骨碎身シテ其

一端ヲモ酬ハサランヤ。他ニ徒ニ高祖ヲ罵辱誹謗

セラレテ愉快ナリト思フヤ。若、聊モ其罔極ノ恩恵ヲ報セントナラハ、遺訓ヲ研尋シ尊慮ヲ会得シ、外ノ大寇ヲ防キ内ノ擾乱ヲ治メ、大法ヲシテ

泰山ノ安キニオキ、愚俗ヲ唱誘シテ共同ニ生

死海ヲ度脱シ、法門ノ干城トナリテ祖訓ヲ光顯

シテ、害ヲ防キ難ヲ碎キ、遠ク法滅百歳ノ時ニ至

ル迄弘通滞ナカラシムルコソ、遺弟ノ職由、高祖ノ

忠臣ト云ヘシ。上ノ二難ノ中、外寇ハ壘ヲ高フシ

【二十三丁右】

漸ヲ深クシ門戸ヲ閉テモ防クヘシト云トモ、門内ニ

違害アラハ、金城湯池モタノミトスヘカラス、法城

持チ難カルヘシ。又、門内ニ違文多キハ、覺祖・蓮祖

ノ明判ヲ以テ縦横ニ会通シテ、一念業成モ多念

報恩モ滞ル処ナク通暢スヘシ。門外ヨリ元祖先登ヲ

ニ押立テ、光明和尚ヲ中陣ニ備ヘ、仏願・仏教・仏語ヲ

本陣ニスヘテ、威ヲハリ鼓ヲ鳴シテ向ヒ来ラハ、高壘・

深壘何ノ憑ミカアラン。軍鼓一度響カハ、法城土ノ

如ク崩レ、瓦ノ如ク解ンコト、瞬目ノ頃ナラン。高祖ニ忠臣

タル者、豈坐シテ法城ノ陷ルヲ見ルニ忍ンヤ。予カ

策進斯ニ在リ。須ク研窮琢磨シテ真宗行信ノ

法義ヲエ、高祖尊慮ノ所在ヲ解シエハ、願・教・語、光明・黒谷、吾法城ノ内ニ在テ、龍谷ノ宗教、確乎

【二十三丁左】

トシテ不動。鎮徒百万ノ軍率、城外ニ逼ルトモ、願・經・

諸釈、我法城ノ内ニ在テ、高祖ヲシテ吾輩ヲ指麾

セシム。豈、彼弱兵ヲ屑トセンヤ。法螺響ク処、彼ヲ

鑒ニセンコト手ニ唾スルヲカラス。此仏願・仏教・仏語、

光明・黒谷ヲ吾法城中ニ置ンカ、門外ニ於テ敵將

トセンカ、高祖ノ遺訓ヲ解シ得ルト不得トニ在ヘシ。

然ニ外大寇、襲ヒ来ルヲ知ラス、内ニ違妨多キヲモ

顧ミス、唯吾真宗ハ唯信正因・称名報恩ト口ヲ張ル

トモ、内外ノ難ヲ被ラハ其義立処ニ潰矣。違害

防難、雲ノ如ク簇リ烟ノ如ク起ルトモ、ソレニハアツカラスト

云テ此真宗ノ義成立センヤ。若、唯信正因ノ祖意、称

名報恩ノ宗教ヲシテ、外防ナク内難ナク成立セシ

メントナラハ、私臆ヲ捨テ聖教ノ指授ヲ軌則トシ、

【二十四丁右】

行信両卷ノ滋味ヲ識得スヘシ。今幸ニ『本典』ヲ講述

シ弁シテ「行卷」七祖段ニ至レリ。上ニ出ス処ノ外難ハ

「念仏爲本」ノ下、「光号因縁」ノ下、及ヒ「行一念」ノ下ニ於テ

快ク通シテ宗教ノ寇ヲ碎カン。ソレ迄ハ日数アリ。
予カ通釈ヲ待タス、各々奮激ノ志ヲ起シテ彼ノ
大難ヲ通セヨ。宗乗ノ急務ヲ豈人ニ譲ランヤ。
能内外ノ妨難ヲ碎キ違害ヲ除キ畢テ、方ニ始テ
唯信正因・称名報恩ノ常教、動クヘカラス。是宗教
固有ノ理也。難ニアフテ壞レ、妨ニヨリテ潰ルル教ナ
ラハ、豈利物偏増シテ六百年ノ今日ニ至ンヤ。成立
ト壞潰トハ遺弟ノ勤情ニ在ン乎。近世ノ如キ行信
ノ解シ方ニテハ、百慮千籌ストモ内ノ違文、外ノ
防難ハ快通オホツカナシ。予、之ヲ憂ルコト此二年

【二十四丁左】

アリ。通難会違ノ難キヲ知テ近世行ヲ解スルノ
説ニ適從セス。直ニ覚祖・楽台ノ指麾ヲ以テ
高祖ヲ窺ント欲ス。人、予カ流行ノ説ニ從ハサルヲ
聞テ漫ニ認テ行因ヲ談スルカト云ヘリ。アア、行ノ
解シ難キヲ未タ不知由カ、將、覚情ノ偏執カ。称名
正因ハ吾門ノ邪計ナルコト応門五尺ノ童ト雖モ
知ラサランヤ。高祖ノ遺弟トシテ、誰カ耳シテ其邪
穴ニ陷ンヤ。一念業成・多念報恩ノ宗義ニ於テ、大
寇ヲ除キ違妨ヲ防テ常教ヲ確定スル事ノ難キ

カ為ニ、末師ニ拠ラスシテ直ニ相承ノ聖教ニ逗附シテ
高祖ヲ窺ント欲スルノミ。上来「自問自答章」ノ
第五ノ答釈ノ引証ヲ弁スルヨリ事起テ、内外ノ
違妨ヲ提出シテ、現前ノ大衆ヲ策励ス。予カ此

【二十五丁右】

一鞭ニ驚テ、直ニ聖教ニツイテ尋窮練磨セハ、其
学解ノ進ンコト一躍千里ナランヤ。

一鞭千里〔終〕

【二丁右】

駁一鞭千里

一 内外ノ妨難ト称シテ、幼学ヲ駭スコト策進其益ナク却テ内外ニ於テ損害ヲ拓クヘキ事。

一部ヲ通覽スルニ、初二「自問自答」ノ第五問答ヲ標シ、

「述曰」已下「弁ラマタスシテ知ヘシ」トイフマテ、宗徒ノ常談ヲ舉。下文ヲ以テ視レハ、コレ所破ノ為ニ牒スルナリ。

而其次ニ、「上ノ説ノ如キ」トイフヨリ「為法ノ志ヲ察シタマヘ」トイフマテ、一編ノ元由ヲ標セリ。而シテ次ニ、「鎮徒

曰」已下、一編ノ正宗ニシテ広ク外難ヲ叙。而シテ、「第二

内ノ妨難」ノ下、内難ノ文ハ別論ニ譲テ略之、「上来

内外ノ大難ヲ出ス事、如此」ト結セリ。サテ次ニ、「予コノ中外難」等ト云ヨリ、絮語紛々トシテ策進ノ意

ヲノフ。コレ一部ノ大都也。然シテ内難ハ略シテイハス。

【二丁左】

タタ広ク鎮徒ノ難破ヲ挙ケ、コレヲ通セシム。而シテ実

ニ外難アリテ内人はカ対ヲナスハ、其宜ナリ。身、内人

トシテ外敵ノ言ヲ籍テ祖宗ヲ辱メ、其僻立ノ説

ヲ実トシテ恣ニ法城ヲ陷ト罵リ、コレヲ以テ初学ヲ

策進セントス。和漢ヲ涉獵スルニ、カカル策進ノ体アル

コトヲ見聞セス。ソレ真宗門内ニ於テ聖教ノ文、常教ニ非ルニ対シテハ、末徒コレヲ疑義トシ、違文トスヘシ。何ソコレヲ内難トシ、而モ外人ノ難破ニナラヘテ、二大難ト称スヘキ。ソレ内乱ハ内乱ヲ平クヘキ方アリ。外難ハ又其防禦ノ式アリ。コレヲナラヘ挙テ其通釈ヲ求ム。何ソ混淆ノ甚キヤ。至竟、其通釈ヲ責ルニ非ス。庸流ヲ駭驚セシメ、己カ体得セル僻解ヲ售ントスルニ過キス。コレタタ策進ニ益ナキノミニ

【二丁右】

アラス。内外ニ於テ其害アリ。其内ノ害トハ恁麼ノ幼学、相承ノ可重ヲシラス。或ハ鎮徒ノ僻論ヨリシテワカ祖宗ヲ輕蔑シ、背師自立ノ貶、其理アルヤウニ思フモアラハ、此策、児ニ飲シムルニ、鳩ヲ以テスルニアラスヤ。其外ノ害トハ、言口ヨリ出テ駟モ追フヘカラス、況ヤ是ヲ筆ニセンヤ。此策流伝シテ鎮徒ノ手ニ落、広ク是ヲ潤色シテコレヲ嚮導トシ、顕露ニ吾法城ニ寇セハ、此策門ヲ開テ敵ヲ延ニアラスヤ。サテハ一篇ノ策進、実ニ害アリテ益ナシ、豈不然乎。

一 暴戾不遜ノ過言、其罪ヲ得ルコトヲ省ミス、コレヲ以テ難勢ヲ強クスト云、イハレナキ事。

孟軻ノ所謂、性ハ善ナリトカヤ。鞭者モ亦其罪ヲ恕レ

サルニアラス。初文云、「今鎮徒ニカハリテ難スルカ故ニ、

【二丁左】

不遜ノ過言ヲ以テ難勢ヲ強クス。冥慮恐アリ。実ニ

怖畏ヲ懷クトイヘトモ」等、後文云、「予、此中外難ハ

鎮徒ニ代テ評破スルカ故ニ、于冥于顯憚ル所アリテ

深ク怖畏ヲ懷クトイヘトモ、難勢ヲ強シ初学懶墮ノ

人ヲ策進セン為ニ、漫ニ過言謗語ヲ以テ宗義ヲ

弁駁ス」。吁、実ニ冥顯ノ憚ル所ヲ思ハハ、カカル悖逆ノ

弁ヲ慎ムヘキニ、タタ人ヲ驚シ己ヲ售ルヘキ、私情ニ牽

ルルヲ以テ、所謂、矢在弦上不得不發ノ凡情ナルニヤ。

如此筆ニ題スルニ至ル。将来ノ罪報、豈可畏ノ甚ニ

アラスヤ。昔者曹川ノ未叛、四明ニ代テ山外ノ諸師ヲ

破斥ス。コレ實、其師ニ代ルナリ。傷哉。澆末ノ世、外人ニ

代テ自家ノ祖宗ヲ罵辱ス。古今未有ノ一大怪事ニ

アラスヤ。而シテ、傲然トシテ「高祖ノ宗義ヲシテ動クコト

【三丁右】

ナカラシメント欲スル微志ナリ」ト誇リ、コレヲ以テ「謗語ノ

罪ヲ恕シテ、為法ノ志ヲ鑒シタマヘ」ト云。噫、大谷ノ

法門、豈六百年後、一末学ノ荷負ヲ以テ輕重セシヤ。

況ヤ鞭者、祖宗ニ於テ視ルコト蔑如タリ。サレハ口角

ヨシ千饑万悔ストモ、高祖、豈汝カ狂悖ノ罪ヲ恕シタ

マハンヤ。仮令、一法於初学一鞭ノ用アリトユルストモ、

毀辱ノ毒、人ノ肝腑ニ病スルヲ如何。且夫邑称朝敵

墨翟不入里名勝母曾參回車志操アル人馬ゾ。

此冊子ヲ机上ニ置ヘキ唐土ノ法君父ノ諱ニ於テ避

テ不言。若人コレカ為ニ罵辱ノ語ヲ加ヘ、且筆ニ題

シテコレヲ議セハ、臣子タル者ソレ何トカイハン。況ヤ自ラ

人ニ代テ其君父ヲ毒罵センヲヤ。『大般若經』三百二

十五「十一」云、「菩薩終不輕爾而發語言所發語言

【三丁左】

皆引義利若無義利終不發言不覲視好惡長短

平等憐愍而為說法」〔文〕。夫輕爾ニ語言ヲ發スルヲ

義理ノ有無ヲ思ヘシ。況ヤ自家ノ祖宗ニ於テ、タタ他人

ノ謗議ヲ述スルニアラス、自ラ代テ罵辱ス。毫モ道心

アル者ノ所為ニ非ス。鎮徒、実ニ其人アルニ非ス、汝自ラ

代ルノミ。サラハ言ヲ鎮徒ニ托シテ、自ノ胸臆ヲ述ス

ルニアラスヤ。古云、「戲言出於思」。況ヤ汝、高祖ヲ疑

訝スルコト歳久ク、其積ル処ヲ筆ニ述スルヲヤ。アア

其悖逆ノ罪、抑誰ニカ帰セントスル。於是、鞭者陳シテ

云ヘシ。吾、未コノ通釈ヲナサス。汝、豈吾為法ノ苦心ヲ知ン。其罪ト不罪トハ通釈ヲ待テ評セヨト云ハハ、吾、問テイハン。汝、此鎮徒ノ難ニ答ル如何ナル語彙ヲ以テ応スルヤ。若コレニ過ヲ毒罵穢辱セスハ、答釈

【四丁右】

勢ナカルヘシ。若爾ハ杖惡狗ノ鼻ヲ打ノミ。弥、彼レカ瞋恚ヲ長セン。「是」若卑詞降氣以テコレニ応セハ、答釈、弥、勢ナカルヘシ。若爾ハ、鷄肋以テ尊拳ヲ安スルニ足ストスルノミ。弥、彼カ輕侮ヲ増セン。「是」進テモ退テモ、此鎮徒、語卒ニ答得ルコトアタハシ。然レトモ吾

悟入阿羅漢ノ衆ニ教テ、世親菩薩ニ長行ヲ請シ

メシニ効ハス。一篇ノ始末ヲ反覆シテ味ヘシ。通釈ヲ不待シテ、汝ノ志ノ所在ヲ洞視セリ。若降表ヲ修

スル譙周ニアラスンハ、和議ヲハカルノ秦檜ナラン。豈

鎮徒、来寇ノ意、表ニ出テ、法城ヲ泰山ノ安ニオクコトヲ得ンヤ。汝カ意許ヲ責ルコトハ、下テ云ヘシ。

今ハ唯祖宗ヲ罵辱スルノ罪ヲ挙ルノミ。此過言

謗語以テ難勢ヲ強クスト云、殆抱腹ニ堪ヘス。古今

【四丁左】

對論ノ式、初ハ礼ヲ具ヘテ問難スヘキ処ヲ審定シ、

彼答ヲ得テ其說ヲ評スルニ及テ是ヲ窮逐スルニ、筆端漸ク不遜貶斥ノ語ヲ帶ルコトキ、勢マサニ然ルヘシ。近クハ寛政ノ昔、芸人、林門ニ呈スル問尋書「十六問尋」「論衡編」ノ如シ。サレハ強ニ、過言謗語ヲ以テ難勢ヲ強クスト云ヘキニアラス。仮令、滔天ノ毒罵ヲ

加ルトモ、其義通暢セスンハ敵者何ゾ伏セン。一言ノ毀辱ニ及ストモ、詞嚴義正キニ於テハ敵者身ヲ措ク

地ナカラン。四明ノ礼公、梵天ノ昭ト往復スル如キ、初光明玄広略二本ノ取捨ヨリ起テ書ヲ通シテ論難ス。蓋

其慈光ノ恩、雜華ヲ芬陀ニ濫用スルヲ以テ、本

宗ノ境觀、壞乱ニ及ヘリ。梵天ハ慈光ノ門人ナリ。

是ヲ山外ノ邪計トス。如此、正邪已ニ斑然タルニ、

【五丁右】

四明、猶謙光ノ礼ヲ存シテ、問義書ヲ撰テコレヲ

質ス。梵天、不遜ノ答疑書ヲ来ス。ソレヨリ法智、シハ

シハ難語シテ、十義書ノ作ヲナス。其後二百重ノ詰

アリ。前後五番ノ墮負、四番ノ転計ヲ不出。如此問

難ノ中、未曾テ過言謗語聞クニ忍ヒサルモノナシト

イヘトモ、論難ノ鋒鋦凜然トシテ、人ノ肝腑ヲ貫ク。

本朝ノ密宗、古義・新義アリ。野山ハ法身說法ト談

シ、根嶺ハ極位不説ト立ツ。而シテ兩処ノ論議、各其義ヲ述スト云ヘトモ、誹謗ノ言ナシ。且論難ノ書、古義ノ師尚賴瑜聖憲ヲ指シテ、瑜公憲師ト称スル。

猶シ四明、始終梵天ヲ呼ニ上人ト云カ如シ。何ゾオシキハメテ古今論難ノ書ニ、過言謗語ヲ以テ難勢ヲ強クスト云ハン。世俗ノ公廨訟者曲直ヲ面对スルニ

【五丁左】

スヘテ不遜ノ過言ヲ禁セラル。只十字街路馬士轎夫ノ争嚷ノミ、惡口罵辱、音声ヲ大ニシテ其氣焰ヲ助ク。

鞭者ノ鎮徒ニ代ル、豈コレニ類セルニアラスヤ。但本朝中古已来、諸宗、日蓮宗ト論難スル書、スヘテ惡口罵辱難スルニ、調笑ノ語ヲ以テスル者、彼宗祖、元ヨリ諸宗ヲ歷詆シテ宗ヲ建ルカ故ニ。末弟ミナコレヲ

奉尚シテ、謗法ヲ以テ仏事トスルカ故ナリ。而其往復ノ書、日賢ノ【中正論】、日遵ノ【諫迷論】、共ニ真陽ノ

【禁斷義】ニ摧破セラレテ其敗衄ヲ致シ、日珠ノ【決權実義】、日遍ノ【謗法鈔】、亦義教ノ【行藏】・【彈彈改】

ニ折挫セラレテ破綻ヲ露ス。スヘテ違党ノ論撰

其会シ難キニ至テハ、強弁誣辞加ルニ、惡口罵辱ヲ以テコレヲ乱シテ、迹ヲ宏ンコトヲ謀ル。コレヲ以テ見レハ

【六丁右】

過言謗語、却テ難勢ヲ強クスルコトヲエス。適ニ智者ノ一笑ヲ博スルニ足ルト謂ヘシ。

一 一編ノ正宗、鎮徒ニ代テ難スルニアリ。而シテ其難モト鎮徒誣妄ノ謀言ナルヲ、漫ニ大難ト称ス、無謂事。

曾テ人ニ聞ケル事アリ。鞭者少カリシ時、親リ鎮徒

ノ吾宗ヲ難スルニ逢テ、答ルコトヲエス。夫ヨリ奮激

シテ吾祖宗ノ典語ニ眼ヲサラシ、遂ニ行信ノ法門ニ於テ得ルコトアル旨、自ラ語レリトソ。サテハ此来難モ

仮ニ設タルニ非ス。曾テ親リ受タル難勢ヲ潤色シ、

更ニ過言謗語ヲ以テ其難勢ヲ強クスルナルヘシ。夫ヨリ

シテ志ヲ興セシト云ヘハ、其已前ハ真宗法門ニ於テ確信セル処ナク、其已後ハタタ此来難ヲ会スルコト

ノミ根抵トセシト見ヘタリ。且少年見識未タ定ラス、

【六丁左】

彼カ云処ヲ一分領得シテ吾祖宗ニ疑謗ヲ生シ、

吾祖実ニ背師自立ニヤト躊躇セシハ、一定ナリ。

如此、立志ノ一著ヲ誤ルヲ以テ、眼ヲ宗教ニ曝スト

イヘトモ、高祖ノ高祖タル処ヲ認ス、タタ吉水ノ大谷ヲ

合流セシメンノミノ意巧ナレハ、吾門先輩ノ説ヲ心ニ

不入ハ、其宜也。タタ末師ノミニアラス、中興ノ高判ヲサヘ、
 隠ニハ快シトセス。祖宗ノ文ノ中、常途ニ非ル文ニ於テ
 ハ旧国ニアフカ如クシ、ソレヲ以テ常教ヲ会合セントノ
 意ナルヘシ。夫諸宗、各伝承スル処ノ法門アリ。其徒
 タラン者、先自宗ノ教義ニ熟シ、而シテ他ノ来難ニ応
 スヘシ。未曾テ他ノ来難ヲ会スルヲ本トシテ、自宗ノ
 教義ヲ切嗣スルコトヲキカス。世ニ相伝ナキ義學ノ、而モ
 執拗ニシテ幼學ヲ誤ルコト少カラス。サレハトテ絳帳ヲ

【七丁右】

重ンスルコト祖宗ニ過タル志、膠柱ノ見ナルノミ。唯ヨク
 其指南ニ準シテ祖宗ノ典語ヲ窺ヒ、傍ニ諸家ノ
 義ニ出入シテ、同心ニ吾有縁ノ真宗ヲ光顯セン
 コトヲ意トスヘシ。曾テ市人ニ聞ク、先銀舗ノ主管、
 小厮ヲ教ルニ、初一月余、決シテ贗造ノ貨ヲ見セシメス、
 タタ真金・真銀ヲ示ス。謂ク「是其真ナルモノナリ、
 是ニ反セル物ハ贗也」ト。小厮、タタ其真ヲ見テ偽ヲ不見。
 目ヨリ熟スルニ及テ、初テ真贗ヲ雜ヘ見セシムルニ、真
 贗ノ甚ニ論ナシ。其似テ非ナル物ヨリ真ニ逼ルモノト
 イヘトモ、亦曉然トシテ其非ヲ知ル。於是、初テ舗上ニ在
 テ、他ノ金銀ヲ説得スヘシト云ヘリ。此譬、鄙トイヘトモ、

一切ノ道ニ貫ケリ。身未タ一家ノ相承ニ熟セス、他ノ
 来難ニ驚キ、却テ彼カ言ヲ先入トシテ祖宗ノ典語

【七丁左】

ヲ自見シ、尊意ノ所立ヲ察セス、漫ニ其形似ヲ求ム。
 其自ノ趣向定ニ及テ、昔我苦ミシ処ヲ以テコレヲ大方
 ノ幼學ニ及シ、其所得ノ義門ヲ售ントス。而モコレ嚇
 シテ、法城將陷、弭口撚髭ノ時ニ非スナトイフ。宛モ
 鬼臉ヲ蒙テ小兒ヲ怖レシムルカ如シ。然ニ来難ノ中、
 大段有二。所謂、一念業成・称名報恩是也。其中、諸

文ヲ引テ、喋々トシテ論駁ストイヘトモ、僅ニ過言謗語
 ヲ以テ難勢ヲ強クスルニスキス。繁ヲ芟、簡ニ就クトキハ
 鎮徒ニ於テハ旧来珍シカラサル義趣ニテ、コトコトシク
 大寇ト称シ大難ト呼ヘキニアラス。詮スル処、一念業成
 ノ難ハ元祖「遣北越書」ニ究リ、多念報恩ノ難ハ

「兵部卿基親ノ答書」ニ尽ク。共ニ「漢語灯」ニ出タリ。
 於是吾、鞭者ニ徴セン。汝、「語灯」ヲ以テイカナル書ト

【八丁右】

謂ヘルヤ。既ニ鎮徒ニ代ルノ難ナレハ、即彼カ意巧ニ就テ
 「真ナリ」ト云ハハ、一分評スヘシ。汝、代言ノ意許ハイカニソヤ。
 若「真ナリ」ト云ハハ鵲突ノ一瞎子ノミ。若「不然」ト云

ハハ、其代言ニモセヨ、「北越ノ書」ニ夾註ヲ下シ、例ノ過言謗語ヲ以テ難勢ヲ強クスルハ如何ニソヤ。曾テ先輩ニ聞ク。「語灯」ハ鎮徒刪修ノ手ニ成リ、以テ尽ク信スヘカラス。吾祖宗ノ引証ノ痕迹ナシ、故ニ雪山ハコレヲ依用セサリキ。サレト吾宗義ニ符順センモノハ傍証ニソナフヘシ」トイヘリ。其「漢語灯」、新・旧二本アリ。古本ハ文永九年「甲戌」十一月、了慧編ノ写伝、今現ニ京小川西福寺ニ在リ。新本ハ宝永二年「乙酉」三月、知恩院白誓至心、其徒義山ヲシテ校刻セシム。刪補縦横、殆ト旧製ヲ失フ。古本及諸旧籍ニ載ル処ニ対

【八丁左】

檢スルニ、損益スル処頗ル多シ。其諸消息ヲ載ルニ及テ、「尊公閣下」「賢旨」「貴問」「領芳書」「審道情」等ノ語アリ。全ク今時尺牘家ノ語ニシテ、吉水ノ真ニ非ス。斧鑿ノ痕、コレヲ以テ見ルヘシ。又至心ノ跋、「於豆州葉王山寺得武州金沢藏本刻之」ト云。コレヲ以テ刪修ノ跡ヲ掩ントス、志陋シトイフヘシ。古、慶証寺ノ玄智ノ考ル処ヲ和述ス。其金沢ノ藏本ト云モノ、金聖嘆「水滸伝」ノ古本・建凌岱ノ旧本「伊勢物語」ノ類ニテ、実ニ其本アルニアラス。而シテ鎮徒ノ刪潤誣妄、コレ

ノミニアラス。『大原問答』新刊ノ如キ、妄ニ文句ヲ改竄シ、公然トシテ肇公「人天交接」ノ文ヲ引テ例証ス。其終一念義貶、亦吾宗ヲ譏評セリ。玄智、評鎮徒刪潤之妄云、「当知、仏教不依彦多、而依蘇

【九丁右】

漫多者、意住於義、不依於文。「文」故ニ言辭ノ文質素不関于道耳、何不深思之。惜哉、吉水居多遺文、一經鎮徒之手、空為鎮西私書了、非復吉水之書也。唯「選択集」以別行已久、而不敢受其瞞欺。

親撰真本、巋然独存。実後弟之幸也。」「教典志」二

夫、一念業成ノ語、「興御書」ニ在リ。親書、現ニ新黒谷金戒光明寺ニアリ。蓋、元久二年「乙丑」閏四月、真影ヲ吾祖ニ賜フノ時、所興ノ書ナリトソ。文辭簡潔ニシテ具ニ玄奧ヲ尽ス。真宗ノ法義、コレニヨリ興盛ナルヲ以テ「興御書」ト云。又、「印可御書」ト称ス。而シテ「和語

灯」ニコレヲ不載ハ、吾宗ノ依拠タルニ嫌トコロアルナラン。了慧ノ撰、公平ナラサル、コレヲ以テ觀ツヘシ。然「破一念義書」「和語灯」四、出之。又「舜昌伝」第九、載之。而シテ

【九丁左】

興由ヲ叙スルニ、「於越後国」ノ言ヲ加フ。「念仏名義集」ニ

更ニ數言ヲ増シテ、「上人配國ノ後、成覺房ノ弟子善心房、於越後國專立一念義」等トイヘリ。贗徒ノ妄非、以テ見ツヘシ。「遣北越書」ハ「漢語燈」十二出ツ。古本ニハ「北國書狀」ニ作ル。「舜昌伝」廿九、載之、称シテ「一念義停止起請文」ト云。但、「於北國有一邪人」等ノ語ナシ。而シテ義山校本、妄加之。今鞭者、鎮徒ニ代テ拳之、更ニ夾註ヲ加ヘ、喋々トシテ吾宗ヲ罵辱スルモノ是也。夫、「興御書」ハ元祖ノ真蹟、既ニ黒谷ニ在リ。其明了ノ書ハ置テ之ライハス。其曖昧ナル「北國書狀」ニハ、居多ノ蛇足ヲ画キ、是ヲ金沢ノ藏本ト称シテ吾祖ヲ誹謗スルノ地トス。証妄不經ノ甚也。且「利根之人、僅有五人、得此深法。我其一人也」等、コレハ全ク【十丁右】

伝文、信行兩座ノ段ヲ摸倣シテ、其妄加ノ痕迹、明白ナルモノナリ。況ヤ彼家、「勅修御伝」ト称シテ貴重スル「舜昌伝」ニ其文ナキラヤ。鎮徒誣妄ノ手ニ出ル事、論ヲ俟タス。然ニ鞭者、コトコトシク是ニ夾註シテ、口ヲ極メ本宗ヲ罵ル。豈、鉄面皮ニアラスヤ。又、「答兵部卿基親書」、「西方指南鈔」ニ出ツ。「舜昌伝」廿九、載之。吾先輩ノ中、取テ称名報恩ノ傍証トスル者、是也。【漢語燈】

十、改テ漢文トシ、更ニ一問答ヲ加ヘテ、吾宗称名報恩ノ説ヲ拒ム。然ニ古本及「舜昌伝」ニ其文ナシ。亦是、鎮徒ノ妄加タルコト明白也。如此妄加ノ跡ヲ以テ思ヘハ、彼亦、吾取テ称名報恩ノ証トスルニ苦ムナリ。吁、吾先輩、一隻眼ヲ具シテ鎮徒ノ瞞欺ヲ受ス。其論駁スルトコロ、文アリ理アリ、炳トシテ日月ノ如シ。【十丁左】

鎮徒、親リ是ヲ聞クトモ舌ヲ吐テ逡巡セン。代言ノ人、イカントカスル。近時、称名ノ一巨臂モココニ眼アリケルニヤ、常ニ「鎮西ノ語燈録ト称スヘシ」トキケリ。鞭者、恐クハ夢ニタラン。故ニ吾、先ニ徴シテ、「汝、【語燈】ヲ以テ如何ナル書ト思ヘルヤ」ト審セリ。鞭者、実ニ元祖ノ語ト思ヘルヤ。若「爾リ」ト云ハハ、菽麦不弁、聖鶴共誤ルノ人トセン。若シ弥実ニ鎮西ノ私書ト知レリヤ。若「爾リ」ト云ハハ、何ゾ夾註シテ難勢ヲ強クシ、剩ヘ「斬邪ノ宝刀・驅魔ノ利劍」ト讚セルヤ。皮之不存、毛焉伝。其依拠トスルモノ、贗徒ノ妄加ナルトキハ、其得意ノ夾註、何ノ地ニカ脚ヲトメン。若「鎮徒、自ラ以テ証トス、我ニ不関」トイハハ、来難ノ初ニ「鎮祖ハ汝カ不取処ナレハ、暫措ク」トイハスヤ。聖光ノ言ハ、仍聖光ノ真ナリ。【漢燈】ノ妄加ハ、全ク後人ノ偽造

【十二丁右】

ニシテ、固リ吾不取トコロナリ。是ヲ以テ来難ノ旗鼓トス、豈対論ノ式ナランヤ。若ワカ一箇ヲ受テモ尚醒ルコトナク、過言謗語、仍難勢ヲ強クセントナラハ、直是、鎮西ノ死党ナリ。擴シテ真宗門内ニ処セシムヘカラス。進ニ有川、退ニ有山、鞭者ソレ如何トカスル。

一 吾先輩ノ説ヲ毀破シ、他ノ末徒ノ妄加ヲ主張シ、鎮徒ノ口ヲ籍テ、漫ニ法城陥没ノ悖言ヲ吐、可憎事。

鞭者、「近世ノ如キ行信ノ解シ方ニテハ、百慮千籌ストモ内ノ違文、外ノ妨難ヲハ快通オホツカナシ」等トイヘリ。是己カ名ヲナサント欲スルカ故ニ、先他ヲ毀破スルナリ。古云、「凡毀人、不過尊己之計」。誠哉、言コトヤ。予於此微シテ云ヘシ。汝カ所言ノ如クナラハ、六百年来真宗ノ常教ハ動揺シテ定ル処ナシトヤセン。能内外ノ妨難

【十二丁左】

ヲ摧キ、違害ヲ除キ畢テ、方ニ始テ信心正因・称名報恩常教動スヘカラスト云カ。若爾ラハ、二十代ノ宗主、古来ノ学者、動揺不定ノ常教ヲ伝ル無用ノ人ト云

ヘキヤ。「是二」又徴スラク、六百年来、内難外妨ハナカリシヤ。若「無」ト云ハハ、其載テ策ニアルヲ如何。若「有」ト云ハハ、汝

亦、「難ニ値テ壞レ妨ニ由テ潰ルノ教ナラハ、豈利物偏増

シテ六百年ノ今日ニ至ラン」ト云ハスヤ。既ニ六百年ノ今日ニ至ル。未タ常教ノ動揺スルコトヲキカス、豈汝カ一鞭ヲ得テ騰躍スル者ノ力ヲ借テ、始テ其動揺ヲ止ンヤ。

「是二」夫諸宗ノ立教、区分シテ何レモ他宗ト立破シシ、又各内乱アリ。而シテ其内外ノ妨難ヲ以テ宗義

動揺スルコトヲキカス。其中、日蓮党ノ如キ外人ノ論難ヲ以テ見レハ、「四十余年未見真実」ノ文、上行菩薩

【十二丁右】

本化ノ証、一向ニ所立ヲ成セス。且昭代ニ至テ、官府ヨリ諸宗無得道ノ証文ヲ徵責シ給フニ及テ、一宗ノ

諸本山連署シテ、曾テコレナキ怠状ヲ擗ク。サレハトテ一宗破滅ニモ至ラス。況ヤ堂々タル真宗、教行信証

ノ名義、眼前ニ遮リ、万世ニ光顯ス。且血脉相承六百年、上王公ノ礼遇、下都鄙ノ仰崇、以テ其盛ナルニ

比スルコトナシ。何ノ外難ヲカ怖ン、何ノ内妨ヲカ屑セン。故ニ予サキニ、「内難ニハ内難ヲ平ル方アリ、外難ニハ

其防禦ノ式アリ」ト云ヘリ。然ラ末弟トシテ、口ヲ鎮徒ニ籍リ、「軍鼓一度響カハ、法城土ノ如ク崩レ、瓦ノ如ク解

ンコト、瞬目ノ頃ナラン」ト云ヘル、何ゾ不遜悖狂ノ甚キヤ。

古人ハ「君子交絶、不出惡声」「燕樂毅語」トイヘリ。況ヤ母胎ヨリシテ恩波ニ浴スル真宗ノ徒、外人ニ代ルト称シテ

【十二丁左】

カカル惡声ヲ発ス、実ニ父母ヲ食スル梟獍ノ類ト謂ヘシ。是他ナシ。全ク真宗ノ大旨ニ昏ク祖宗ヲ蔑如シ、法門ヲ以テ嬉トスルカ故ナリ。而其外難ト云、大難ト云モ、詮スル処「漢灯」ノ偽言ヲ以テ宝刀トシ、利劍トシ、是ヲ以テ鬼臉トシテ小兒ヲ嚇ントスルニスキス。然ニ先輩、其誣妄ヲ弁スル照魔鏡ヲ以テ、屢徒妄加ノ本体ヲアラハストキハ、仮ヲ以テ鬼臉トストモ、已ニ角折レ、口喎ミ、眼光翳却ス。三尺ノ童子トイヘトモ手ヲ拍テ嗤笑セン。鞭者ノ曲学無識、此ニ於テ看破スヘシ。

一 内外二難ニ就テ其意許ヲ詳究スルニ、鞭者、実ニ高祖ノ民ト称スヘカラサル事。

凡鞭者ノ意許ヲ詳究スル事、容易ナラス。今三段

【十三丁右】

ヲ分テ其義ヲコトハルヘシ。一ニハ、外難強チ其人ナシ、唯内難ヨリシテ起ル事ヲ弁シ、二ニハ、内難ヒトリ立セス、必外難ヲ招来テ成セン事ヲハカルコトヲ弁ス、

三ニハ、高祖・中興ノ大德偉勲ヲ重ンセス、妄情ニ任セテ釈義ヲ進退セントスル所以ヲ弁スヘシ。一ニハ「外難アナカチ其人ナシ、タタ内難ヨリ起ル事ヲ弁ス」トハ、鎮徒来難、古了普・西普ノ頃迄ハ、貶抑ノ旨ナキニ非レトモ、其甚キニ至ラス。元禄・宝永ノ頃ヨリ、コトニ背師自立ノ説ヲ唱ヘテ吾宗ヲ譏刺ス。「伝灯總系譜」等ノ如シ。是吾宗、表裏両門、公武ニ於テ礼遇厚ク、勢甚顯赫スルヲ妬冒スル故ナリ。殊ニ宝曆、宗名ノ往復ヨリ更ニ其仇視ヲ増ス。近年、「強会弁」「不可会弁」ノ如キ、輕驕ノ白衣ノ舞

【十三丁左】

ヲ開シヨリ、口ヲ極テ醜詆セリ。而シテ多ク事実ニアリ、コトニ吾祖ヲ以テ幸西ノ弟子ト云カ如キ、西山「三河法藏伝」ハ勿論、西普ノ「三國仏祖集」ニ背ケリ。無稽ノ妄談、弁スルニ足ラス。是、彼「漢語灯」ノ妄加ヲ抛トスルノミ。而モ如此トイヘトモ、本宗興隆六百余年、豈汝カ妄難ノ能ク宗鼎ヲ動ス処ナラン。其旨、上ニ弁スルカ如シ。夫仏法多門、皆立宗ニ就テ教判アリ。何レモ他人ノ許スト不許トヲ伺テ則ヲ垂ルニ非ス。天台ノ四教、華嚴ノ五教、互ニ円教ト

許スト云ヘトモ、天台ヨリハ円兼一別ト貶シ、華嚴ヨリハ会三帰一ノ同教ト抑ル事、何レモ互ニ共許スル処ニ非スト雖モ、本宗ノ教義ニ於テハ元ヨリ爾ナリ。本朝密宗ノ如キ、其所依トスル『釈摩訶

【十四丁右】

衍論』、諸宗ミナ偽論トス。弘法、是ニ依テ十住心ヲ立テ教判ヲナス。其中、天台ヲ第八心トシ、華嚴ヲ第九心トス。是台宗尤肯ハサル所ナリ。法相宗

ノ三時教、年月・義類ノ二義アリテ相從スト云ヘトモ、諸宗ヨリハ仍法相宗ヲ有教ト貶セリ。如此外人ノ

不肯トコロトイヘトモ、宗々各興隆スルニ妨ナシ。吾宗、七

祖ヲ承来テ宗ヲ開ク。而シテ西鎮ヲ貶シテ自余ノ浄土宗トシ、自称シテ浄土真宗トス。コレ高祖ノ建立シ給フ

所ナリ。其他力回向ヲ本トスルコトハ曇鸞大師ニ依リ、二双四重ノ判ヲナスハ沢映法師ニ則ル。現生不退、不来迎、ミナ一々吉水ニ依文アルニアラス、豈独一念業成・称名報恩ノミナランヤ。コレ先輩、「三代礼楽、至周而備」ノ謂ニシテ、先賢ノ所未発ヲ開顯シ給フモノナリ。

【十四丁左】

且其化儀ニ於テ、肉食妻帯ハ勿論、祖像ヲ別殿ニ

安置シ、七祖・太子ヲ仏殿ニ寄在スル等、規模モトヨリ異ナリ。鎮徒、豈彼門内ノ異義ヲ糾スカ如ク、

コレヲ規スルコトアラン。而シテ鎮西ノ化儀、又元祖ニ背ケリ。於今華頂ノ法主ハ仍天台衣ナルニ、僧正已下ハ禪衣ナリ。コレ一禅僧ノ帰宗セシニ、其本宗ノ服ヲ改サ

ルヲ摸倣シテ、天下ノ宗徒悉クコレニ遵ヒ別派ノ

西山ニサヘ及ヘルハ何ソヤ。『考信録』卷閱スヘシ」且其トナフル処

ノ法門、西山ノ傍正・開会、鎮西ノ二類往生、豈元祖ノ

ココロナランヤ。発迹入源・果分不可説等ノ義旨、

五重相伝ノ規式、『選択集』ニ其依拠アリヤ。師匠

ノ法然房ハ諸行ノ首ヲ斬、弟子ノ善恵房ハ諸

【十五丁右】

行ヲ生捕ニストイヘルハ山門ノ諺ナリ。如此師資矛

盾セルスラ、西山ニハ生捕ノ念仏トテ、宗祖ノ已証ニ誇

ルニアラスヤ。今家一念業成・称名報恩ハ、自他共ニ

知タル所ノ宗義也。何ソ他ノ来難ヲ慮ン。又有心ノ

人ノ、強ニ難スヘキニ非ス。然ニコトコトシク大難ト称シ、

法城將陷ノ如キ、畢竟内難ヲ成セン為ニ設ル所也。

故ニ「外難強ニ其人アルニ非ス、タタ内難ヨリ起ル」ト云、其不然乎。二ニハ「内難独立セス、コトサラ外難ヲ

招テ成センコトヲハカル」トハ、鞭者、高祖ヲ視ルコト甚低シ。

言ヲ鎮徒ニ仮テ真宗ヲ罵ル者ハ、己心中ノ毒ヲ

吐露スルナリ。故ニ内外ノ妨難ト云ト雖モ、其帰スル

処ハ高祖ヲ抑テ元祖ヲ揚ク、不常教ヲ以テ常教ニ

換ントスルニアリ。然ニ門内ニ在テ異計ヲ立ントスレハ、

忽ニ中興及相承ノ釈義ヲ挙テ摧破セラルルヲ

【十五丁左】

以テ、外難ニ托シテ其志ヲ逞セントス。コレ外人ニ向テ

ハ中興及相承ノ語ヲ用ユヘカラサル故ナリ。故ニ此書、

初二中興ノ教語ヲ挙テ所破トス。コレ相承ノ明文

ヲ束縛シテ証トセシメサル姦計也。サレハ外難ヲカリ

テ内難ヲ強クシ、鎮徒ヲ引テ自己ノ援兵トスル也。

譬ハ国ニ乱臣アリ、叛逆ヲハカルニ孤力ニシテ志ヲ

得サルカ故ニ、敵国ニ通シテ外侵セシメ、其兵威ヲ

誇大ニシテ中外ヲ劫シ、オノカ志ヲ済トスルカ如シ。

五代ノ石敬瑭、契丹ノ兵力ヲ藉テ後唐ヲ篡シタ

メシナリ。サレハ、外難内妨ハ同声相應シ、同氣相求

ルカ如シ。故ニ後ノ文云、「上ニ難ノ中、外寇ハ壘ヲ

高クシ壘ヲ深クシ門戸ヲ閉テモ防クヘシト云トモ、

門内ニ違害アラハ、金城湯池モタノミトスヘカラス、

【十六丁右】

法城保カタカルヘシ。「開門引敵故」又門内ニ違文多キハ、

覺祖ノ明判ヲ以テモ縦横ニ会通シテ、一念業成

モ多念報恩モ滞ル処ナク通暢スヘシ。「斧鉞誅逆故」

門外ヨリ元祖ヲ先登ニ押立、光明和尚ヲ中陣ニ備

ヘ、仏願・仏教・仏語ヲ以テ本陣ニスヘテ、威ヲ張り鼓

ヲ鳴シテ伺ヒ来ラハ、高壘・深壘何ノ憑カアラン。軍

鼓一度響カハ、法城土ノ如ク崩レ、瓦ノ如ク解ンコト、瞬目

ノ頃ナラン。」「コレ鎮徒ニ代テ云ニアラス、鞭者自ライフトコロ

*ナリ」此語氣、能々味ヘシ。

外難ノミニテモ破レス、内妨ノミニテモ潰レス、内外同時

ニ起テ真宗ノ法城ヲ陷ントスル逆謀ハ、鞭者自ラ

供状スルトコロナリ、豈真宗門内ノ乱賊ニアラスヤ。

故ニ内難ヒトリ立セス、コレサラニ外難ヲ招テ成セ

ントハカルト云、豈不然乎。三ニハ「高祖・中宗ノ大德

【十六丁左】

偉勲ヲ重セス、妄情ニ任セテ釈義ヲ進退セントス」トハ、

敬テ惟レハ、吾高祖聖人、大心海所現トシテ浄土真宗

ヲ開給フ故ニ、「御伝」文ニ、「弘通シタマフ教・行、恐ハ弥陀ノ

直説ト謂ツヘシ」ト曰ヘリ。サレハ一宗開闢ノ大德ニ於テ

ハ、実ニ須弥・滄海モ其高深ヲ較フヘカラス。故ニ『真要鈔』

云、「ソレ親鸞聖人ハ深智博覧ニシテ、内典・外典ニワタリ

惠解高遠ニシテ、聖道・淨土ヲカナタリ。コトニ淨土門ニ

入タマヒノチ、モツハラ一宗ノフカキミナモトヲキハメ、アク

マテ明師ノネムコロナルオシヘヲウケタマヘリ。」「止」シカ

レハ相承ノ釈義、サタメテ仏意ニソムクヘカラス。流ヲ

クムヤカラ、仰テ信ヲトルヘシ。無智ノ末学、ホシイママニ

経釈ニツイテ其義ヲ論セハ、ソノアヤマリノカレカタキ

カ。ヨクヨクツツシムヘシ。」「文」サレハ、高祖ノ釈義ヲ定量トシテ、

【十七丁右】

上七祖ニ派リ、下相承ニ涉テ、一宗ノ教相安心ヲ究ム

ヘシ。若高祖ニ於テ仰信ヲ欠ハ、蹶然トシテ邪義ノ

大沢ニ陷ン。予、少年ノ時、或人ノ語ラク、「本朝開宗ノ

祖師、其教判ヲナセシハ、タタ弘法大師ト吾祖アルノミ」ト。

実ニ十住心ト二双四重ヲ除テ、判教アルコトナシ。独歩

無畏ト云ヘシ。カカル大徳アル高祖ヲ、タタ黒谷門下ノ

一支タルヤウニ心得、元祖ヲ定量トシテ吾祖ヲ視ントス。

実ニ高祖ノ高祖タル所以ヲ不知故也。夫支那諸宗

ノ祖師各承ル所アリ。天台ハ北齊南岳ニウク、

シカレトモ天台ノ高祖ハ智者ナリ。賢首ハ杜順至

相ニウク、シカレトモ華嚴ノ始祖ハ香象ナリ。而シテ

詳略異アリ。前祖ノ所未発ヲ開顯ス、コレ一宗ノ祖

タル所以ナリ。豈、一々其依拠ヲ索メ啖タトシテ

【十七丁左】

差異ヲ按ンヤ。吾祖ノ終南・吉水ニ於ル、亦如此。達摩

会下ニ三人アリ。吾先輩コレニ準シテ、吉水門下亦、皮・

肉・骨アリト云ヘリ。若爾ラハ、鎮西ハ皮ヲ得。形似スルハ

其宜ナリ。西山ハ肉ヲ得タリ。故ニ聞名往生ヲ談シ

他力ヲ語ル。鎮西ニ踰ルコト一等也。独吾祖、其他力

ノ骨髓ヲ得給フ。第十八願ニ於テ深底ヲキハムル

コト、至レリ尽セリ。コレ所謂九市鼻ノ馬ヲ相スルカ如シ。

タタ其神駿ヲ取ル、豈、其皮相ニ拘ンヤ。然ニ終南・吉水

ハ『観経』ニ依リ、念仏・諸善待対シテ宗ヲ建ルカ故ニ、特ニ

称名往生ノ義ヲ唱フ。吾祖ハ『大経』ニ依テ信罪福ノ心

・真門方便ノ行ニ対シテ、信心為本ノ義ヲ唱フ。コレ古来

真宗学者ノ常談ニシテ、或ハ元祖ハ建立門ニ約シ、吾祖ハ

安心門ニ就ク。二祖、地ヲ易テ然リト云。或ハ安心ヲ語レ

【十八丁右】

ハ、元祖モ信心為本相統ヲ語レハ、高祖モ念仏為本ト云。

ミナ此意也。荊溪云「若得大旨、則不瞻文元由」ト。

真宗学徒苟モ三信十念ノ本末ヲ詳シ、大觀二經

ノ對絶ヲ了セハ、相承ノ大旨ヲ得ルモノナリ。文ヲ以テ

往ニ隨テ解セハ、違文ノ元由ニ睹ルヘカラス。然ニ相伝モ

ナキ義學ノ偶鎮徒ノ意ヲ先入トシ、口稱願体一声

往生ヲ以テ至極トシ、妄情ニ住テ『広書』ヲ解シ、『行卷』ヲ

重シ『信卷』ヲ輕シ、終ニハ信心正因尚是ニ往ノ説ヲナサ

ントスルコト、言語道斷ノ僻解ニ非スヤ。案台ノ所謂

「無智ノ末學愁ニ經釈ニ就テ義ヲ論セハ、其アヤマ

チノカレカタキ歟」トハ汝カ為ノ識記也。又中興上人、八代

ノ後ニ出テ真宗ヲ再興シ給フ。世ニ開山ノ來現ト稱ス、

豈高祖ノ意ニ昏カラシヤ。而シテ六軸ノ聖教章編

【十八丁左】

三絶シテ其大旨ヲ了知シ、『広書』一部ノ帰スル処

「信卷」ニ在ルコトヲ鑑ミ、他力信心他力信心ト見レハ誤ナ

キヨシ垂示シ給フ。コレ真宗祖典ヲ窺フノ司南也。

且信心正因・称名報恩ノ旨、中興ニ至テ益明ナリ。

コレ豈蓮師ノ私ナランヤ。『口伝鈔』云、「一念無上ノ仏智

ヲ以テ凡夫往生ノ極促トシ、一形憶念ノ名願ヲ以テ仏恩

報尽ノ經營トツタフルモノナリ」。『正信偈』云、「憶念弥陀仏

本願「止」応報大悲弘誓恩」。『御文章』数引之「中興ヨリ泝ルニ、

宛モ珠ヲ連ルカ如シ。天台ノ法門、唐ニ衰テ荆溪是

ヲ中興シ、宋ニ衰テ四明一タヒコレヲ中興ス。同時、靈芝

南山ノ律幢ヲ中興セリ。何レニモ中興ノ釈意ヲ以

テ高祖ノ玄猷ヲ窺フ事、諸宗ノ習勿論ナリ。中宗

決シテ高祖ニ背馳アルヘカラス。是ヲ仰信シテ能々

【十九丁右】

相承ノ大旨ヲ体得スヘシ。然ニ鞭者、高祖ヲ視ルコト

太低キカ故ニ、中宗ヲ見ルコトナオサラ蔑如タリ。故ニ

下ヨリ上ニ泝ラスシテ、直ニ終南・吉水ヲ定量トシテ

傍鎮西ノ末師ヲ雜ヘ、ワカ祖宗ヲ規サントス。古ノ

諺ニ「削足適履」トイヘリ。タトヒ高祖ノ足ヲ削テ

吉水ノ履ニカナハシムトモ、独リ中宗ヲ棄ルヲ如何。

中興トシテ祖意ニ換ヘリハ中興ニ非ス。況ヤ目前教

導ノ及フ処、『五帖ノ勸章』ヲ以テ安心ノ龜鑑トスル

ヲヤ。彼陳テイハク、「我イフトコロハ義解ナリ、安心ニアラ

ス」ト。徴シテ云ヘシ、「安心ヲ害スル義解ナラハ真宗義ニ

非ルヘシ。往日三業惑乱ノ日、各立三業理屈シテ自然

ニ転計シ、自然三業窮逐セラレテ義解ノ上ニ談シテ

安心ニハ談ゼス」ト云。故ニ信明宗主彈シテ、「或ハ自然

【十九丁左】

ノ名ヲカリ、義解ナトト云珍キ名目テ立テ」等トイヘリ。
義解ニ談スル称名正因、寧ロ是ニ準スルニアラスヤ。

然ニ吾未タ鞭者ノ所著『炉上閑談』等ノ書ヲ閱

セス。故ニ其所立ヲ詳ニセス。此書マタ通釈ナシ。雖然、

此後文、「願・教・諸釈、我法城中ニ在テ、高祖ヲシテ

我輩ヲ指揮セシム」トイヘル。於中願トハ第十八願、

口称ヲ以テ願体トス。高祖是ヲ「行巻」諸仏讚嘆ノ

仏語ニ寄テコレヲ所信トス。サレハ「信巻」ノ至心信樂ハ、

称名往生ヲ信スルノ信心ナリトスル意ナルコト必矣。

又第二内ノ妨難ノ文、「高祖和漢十部ノ書、其五帙

ノ『法要』及『和讃』『六要』ノ中、称名往生・口称正因・念仏

正定業、或ハ業成位ニ称名ヲ許ス等ノ説、殆四十

余文アリ」トイヘリ。此中、口称本願ハ固リ許ス処也。

【二十丁右】

「如来本願願称名」故ニ。此称名即三心流出ノ十念ニシテ、

諸行ニ簡フトキハ本願ノ名号ナルカ故ナリ。而シテ口称

願体ハ決シテ許スヘカラス。元ヨリ口称願体ノ名目

ハ鎮徒ニ出ツ。コレ第十八ニ於テ口称ヲ以テ体トスレハ、

三信八十念ノ所屬ニ過ス。故ニ、了慧ハ「三信雖要非

本願」【大經疏】トイヘリ。既ニ三信ヲ以テ非本願トセリ、豈

高祖「信巻」ノ標挙ト黑白ノ別アルニ非スヤ。然ニナオ
口称ヲ願体トセハ、何ヲ高祖ノ民タラン。其非知ヌヘシ。

又、称名往生ハ固ヨリ許ス処ナリ。因果相望スルトキハ、

行信共ニ因ニ屬スルカ故ニ。此称名亦是三信流出ノ

十念、鸞師ノ所謂依止無上信心生スルモノナリ。【本願

ヲ信シ名号ヲ称レハ仏ニナル」ト云モノ是也。而シテ

称名正因ハ決シテ許スヘカラス。正因ノ名甚重シ。天

【二十丁左】

無二日、地無二王。若称名実ニ正因ナラハ、信心ハ正因

ニ非ルヘシ。信心実ニ正因ナラハ、称名ハ正因ニ非ルヘシ。若

二共ニ正因ナリト云ハハ、ソレ二種一芽ノ難ヲ云何。一因

一果ハ必然ノ道理ナルヲヤ。而シテ聖教ノ中、口称正因

ニ似タル文アリ、業成位称名ノ文アリ。是ヲ真ノ違文

トス。須ク極成ノ理ニ就テ能真実義ヲ体会シ、而シテ

其文ヲ会スヘシ。【依義不依語】ハ金口ノ誠説ニアラ

スヤ。又鞭者所挙ノ四十余文ノ中、称名正【定】業ノ文ニ

サヘ及ヘリ。【信巻】ニ正因ヲ談シ、「行巻」ニ正業ヲ談ス、

コレ高祖ノ風範也。タトヒ報恩行ト云トモ、正定業

ノ名ヲ改ルニ非ス。鞭者ハ称名報恩ノ義立スレハ、

正業ノ名ハ泯セリト心得ルニヤ。是ヲ内ノ妨難ノ

一トシ、更ニ称名往生ノ文ヲサヘ加ヘ數ヘテ四十余文

【二十一丁右】

トス。実ニ抱腹堪サルモノナリ。故ニ予サキニシハシハ「通釈ヲマタスシテ、汝カ志ノ所在ハ洞視セリ」ト云ナリ。上来

三段アリト云ヘトモ、其帰ハ一ナリ。例セハ禪宗ノ

一千七百則ノ公案、一関ニ透過スレハ余尽ク氷消

スルカ如シ。源祖宗ヲ信セサルヨリ越俎シテ則テ元祖

ニトル故ニ、聖教ノ中其違文トスル文ヲ以テ正意

トシテ、却テ真宗ノ常教ヲ曲会セントス。其祖意

ヲ窺フニモ覺祖・樂台ノ指麾ヲ以テ高祖ヲ窺ン

ト欲スト云ヘリ。コレ分明ニ中宗ヲ越隔スルモノ也。

然トモ門内ニテハ忽中宗ノ教語ヲ不用トイフヘ

カラス。故ニ外難ヲ仮テ其証ヲ絶シ、以テ真宗ノ

法城ヲ陷ントス。所謂裏応外合ノ謀ナリ。故ニ

サキニ「外難ハ内難ヨリ起ル」ト云。而シテ外難決シ

【二十一丁左】

テ来ヘカラス。鎮西・吾門、宗ヲ異ニスルカ故ニ、タトヒ

論難頗当ルトモ真宗破滅スヘカラス。況ヤ六百年

来立宗弘通セルヤ。而シテ此外難正ク内難ヨリ

起ルカ故ニ、内其異義ヲ糾断シ了ラハ、鎮徒ノ

虚声ハ自ラ銷亡セン。若実ニ来難スル事アラハ、亦
扞禦ノ方アルヘシ。然ハ来難ニ拘ラス先内ノ惑ヲ料
察シ、其祖宗ヲ蔑如スルノ罪ヲ責、百王不易ノ
常教ヲ以テ道理極成シ、其心底ヨリ真理ノ屈セ

ルヲ知ルニ及テ其違文ヲ会釈スヘシ。今書、元ヨリ

通釈ナシ。何ソ其鎮徒ニ代テ言トコロノ僻難ニ向

テ通釈ヲ用ンヤ。タタ外難ハ内難ノ影子ニシテ、

其奥意ハ高祖ノ高祖タル処、中宗ノ中宗タル処

ヲ不知、却テ信心正因ヲ不滿トスル狂悖ヲ責ル

【二十二丁右】

而已。吁、鞭者真宗門内ニ在テ吾祖宗ヲアキラ

トセハ、宜ク籍ヲ削リ服ヲ改テ他宗ノ徒トナルヘシ。

其本宗ヲ毀辱スヘクンハ、彼真迢カ日蓮徒トシテ

ソノ宗教ニ疑ヲ発シ、身ヲ天台ニ投シ返テ本宗

ヲ破斥スル如クナラハ、却テ一箇ノ丈夫タラン。吾門

鉄眼アリテ走テ黄檗ニ帰シ、涌違アリテ去テ鎮

西ニ遁ル。何レモ吾徒トシテ本宗ヲ不滿トスル故也。

コレ各有縁ノ人ナレハ、咎ルニタラス。然ニ身門内ニ居

シテ温飽ヲ貪リナカラ、祖宗ヲ抑テ元祖ヲ揚テ

妄ニ祖文ヲ裁量セントス。其極、義解ヨリ安心ニ

渉り、遂ニ門末ノ道俗ヲシテ高祖・中宗ヲ蔑如セシムルニ至ラン。豈其食ヲ取テ器ヲ毀リ、其蔭ニ憩テ其枝ヲ折ニアラスヤ。嗟乎、吾倚適人身

【二十二丁左】

ヲ感シテ仏願ニアヘリ。何ソ蚤ク祖宗ノ慈訓ヲ仰信シテ往生ノ一路ヲ決得シ、相續念報セサルヘケンヤ。称名正因ハ斥クヘシ。称名往生、豈楽テ依行セサランヤ。古云「差毫釐隔千里」、誠ナルカナ。真宗初学、カカル狂妄ノ一鞭ニ驚テ漫ニ聖教ヲ自見セハ、其祖意ニ遠カルコト豈千里ノミナランヤ。恐ルヘシ、慎ヘシ。

天保十二年辛丑獵月草之